

Research Paper No. W-81

幕末・明治の財政と複式簿記

白坂 亨

March 2023

**INSTITUTE OF BUSINESS RESEARCH
DAITO BUNKA UNIVERSITY**

幕末・明治の財政と複式簿記

白坂 亨

要 旨

明治初期に設立された造幣寮において作成された「造幣寮銀地金関係諸勘定書¹⁾」は、現時点において、西洋式複式簿記の実践により日本語で作成された最初の財務書類であると考えられる。しかし、この財務書類には大きな特徴が二つ存在する。

第一の特徴は、西洋式複式簿記により作成された財務書類の会計単位が貨幣単位ではなく、重量単位であったということ。

第二の特徴は、会計主体が公的機関、しかも貨幣を鑄造する造幣寮(現在の独立行政法人造幣局)であったということである。

なぜ造幣寮に複式簿記が導入されたのか、幕末開港から造幣寮の設立まで財政の視点から調査検討し、問題の解決をはかる。

1. はじめに

本稿は明治初期に造幣寮において採用された西洋式複式簿記の導入理由を、幕末から造幣寮開業に至る期間における財政との関連から明らかにしていく。

分析の対象となる期間は、1854(嘉永七)年の日米和親条約締結による開国から、明治新政府成立を経て福澤諭吉『帳合之法』初編や『銀行簿記精法』発刊の1年前、1872(明治五)年までの20年に満たない期間である。

なぜこのような財政と複式簿記の関連という一見関連のなさそうな問題意識を持ったのかということから説明する。

筆者は数年前、別の資料の閲覧目的で国立国会図書館を訪れたところ、たまたま『井上馨関係文書』の中から「造幣寮銀地金関係諸勘定書」の存在を知った。。

この「造幣寮銀地金関係諸勘定書」なる書類は当時の馬渡俊邁造幣頭から井上馨大蔵卿、澁澤栄一あてに提出された財務書類である。書類には明治五申年三月六日西洋千八百七十二年四月十三日造幣寮利益及欠減勘定書(資料1)と明治五申年三月六日西洋千八百七十二年四月十三日造幣地金勘定書(資料2)があり、それぞれ損益計算書と貸借対照表にあたる財務諸表が存在した。

検討の結果、筆者はこの「造幣寮銀地金関係諸勘定書」を西洋式複式簿記によって日本語で書かれた最初の財務書類であると考えている。ところが、この勘定書、日本で最初の西洋式複式簿記による財務書類という以上に、いくつかの大きな特徴を持っていた。

第一に、一般的な貨幣単位を基準とした財務書類ではなく、重量を基準とした会計であったこと。

第二に、会計主体が造幣寮という公的機関であったことなどである。

日本で初めての西洋式複式簿記が一般的な貨幣会計ではなく重量会計でおこなわれた、という事実の特殊性に興奮を覚えた。何しろ明治五申年というのは福澤諭吉の『帳合之法』初編や『銀行簿記精法』が発刊される1年以上前であり、造幣寮において西洋式複式簿記の実践が開始されたのはさらに前ということになるからである。

今回、これらの特徴がいかなる理由によるものなのか、一定の解決がはかられたのでここで明らかにしたい。

それらの課題解決に向けての過程を簡単に説明すれば、まずは開国以降、海外と国内の金銀比価の違いによる混乱の状況を確認する。

次に、国内で起きた藩主導の贋金鑄造の広がりに関する検討をおこなう。この贋金の影響はコトの性格上、正確に把握することは困難である。しかし、現存する記録にあたって国内の貨幣に対する信用を失墜させた状況の把握を目指す。

以上のような経済混乱を背景に、倒幕運動が強まり、江戸幕府が大政奉還する。王政復古の発令がなされ、明治新政府が樹立される。しかし、前述の通貨問題に対し明治新政府はいかなる対応をとったのかを確認する。そこではごく短期間のうちに当初の方針が転換されるのであるが、その原因を探る。

このような混乱のなかで政府のコンサルタントにくわえてエージェントの役割を果たしたのが外国資本である。いかなるコンサルティングやエージェント業務をおこない、明治新政府の新貨幣鑄造事業を導いたのか確認する。

最終的には幣制の改革、つまりは新貨条例と造幣寮による貨幣鑄造により、幕末から続いた通貨問題は一応の解決をみる。そして、この造幣寮では前述の通り西洋式複式簿記が実践された。しかも重量会計であった。この特殊性は何に起因するものなのか等を明らかにし、課題の解決を目指す。

尚、重量会計は物量会計と呼ばれることもある。つまり一般的な貨幣単位による会計ではなく重量や体積などでも会計が可能であるということからの名称であると考えられるが、本稿においては重量での会計がなされているため、重量会計としている。

また、近年のデジタル化の進展により、古い文献の中にはデジタル化された資料の利用が可能となっている。そのような文献の中でデジタル化された資料しか利用できない場合と、デジタル化されているが、実物の利用も可能という場合もある。引用、参考に関しては実物の利用も可能な場合、実物の頁数を記載した。

2. 開国以降の外圧と通貨混乱

まずは、幕末開国から明治政府樹立までの国内通貨の混乱について確認することから始めたい。明治期における造幣寮の設立までの通貨を巡る時代背景を確認するためである。

さて、1853(嘉永六)年7(六)月のペリー来航を発端とし、続く1854(嘉永七)年3(三)月の、いわゆる日米和親条約(日本國米利堅合衆國和親條約)により、江戸幕府はそれまでの鎖国政策を転換し、開国する。

十二條からなる日米和親条約の中には通貨の交換を必要とする条項が含まれていた。第二條及び第七條である。以下の通り。

第二條 伊豆下田松前地箱館の兩港は日本政府尔於て亜墨利加船薪水食料石炭缺乏の品を日本人にて調候丈は給し候爲め渡來の儀差免し候尤下田港は約條書面調印の上即時相開き箱館は來年三月より相始候事

給すへき品物直談書の儀は日本役人より相渡可申代料は金銀錢を以て可相辨候事

第七條 合衆國の船右兩港に渡來の時金銀錢並品物を入用の品相調候を差免し候尤日本政府の規定に相從可申且合衆國之船より差出候品物を日本人不好して差返候時は受取可申事

(内閣記録局 1890b, 6 頁)

この二つの条文には、アメリカ人が必要な物品を金銀錢で調達することができる、とあることから、通貨の交換に関する取り決めが必要となる。

和親条約締結直後より、交渉が開始されたが、なかなか合意には至らず取り決めのないまま洋銀1ドル=一分銀で通貨交換がなされていた。

しかし、1856(安政三)年、アメリカ総領事ハリスが着任する。ハリスは洋銀1ドルが一分銀3個の重量の重量があることから、洋銀1ドル=一分銀3個の交換比率を主張する。品位のことをしらなかったわけではないので、言いがかりのような要求である。

交渉の結果、1857(安政四)年には、日米協約(日本國米利堅合衆國條約)が結ばれた。通貨の交換に関するもの第三條に盛り込まれている。第三條の内容は以下の通りである。

第三條 亞米利加人持來る所の貨幣を計算するには日本金壹分或は銀壹分を日本分銅の正きを以て金は金銀は銀と秤りし亞米利加貨幣の量目を定め然して後吹替入費の爲六分丈の餘分を日本人に渡すへし

(内閣記録局 1890b, 12 頁)

この条文にある「日本金壹分或は銀壹分を日本分銅の正きを以て金は金銀は銀と秤りし亞米利加貨幣の量目を定め」というのはいわゆる「同種同量の原則」であり、金貨は金貨、銀貨は銀貨での同量交換というものである。当然のことながら日本の貨幣と海外の貨幣(実質的にはメキシコ・ドル、以下洋銀)の品位(純度)には差異が存在したのであるが、多少の品位のズレには目をつぶって重量で交換比率を決めるというものである。繰り返すが「同種同量の原則」が通貨の交換基準となるのは根拠に乏しいのであるが、これは後述する改鑄費をとることでバランスをとったことになる。

つまり、最後の「吹替入費の爲六分丈の餘分を日本人に渡すへし」というのは改鑄費として6%を支払うことで合意している。この点は注目すべきである。

翌1858(安政五)年には日米修好通商条約(日本國米利堅合衆國修好通商條約)が結ばれる。通貨交換に関する規定は第五條にある。日米修好通商条約第五條は以下の通り。

第五條 外國の諸貨幣は日本貨幣同種類の同量を以て通用すへし(金ハ金銀ハ銀と量目を以て比較するを云)雙方の國人互に物價を償ふに日本と外國との貨幣を用ゆる妨げなし

日本人外國の貨幣に慣されは開港の後凡一箇年の間各港の役所より日本の貨幣を以て亞米利加人願次第引換渡すへし向後鑄替の爲分割を出すに及ばず日本諸貨幣は(銅錢を除く)輸出する事を得並に外國之金銀は貨幣に鑄るも鑄さるも輸出すへし

(内閣記録局1890b, 13頁)

この条文においては真っ先に「同種同量の原則」が謳われている。続いて両国人の支払においては外国貨幣でも日本の貨幣でも使用が可能となっている。ただ、日本人は外国の貨幣になれていないので、開港後約1年はアメリカ人が希望すれば、各港の政府機関が無料で日本貨幣に両替する。また、銅錢を除いて日本の貨幣は、輸出することができ、外國の金銀も貨幣に鑄造してもしなくても輸出することができることとなった。

当初、海外からの船の修理、不足物資の供給という目的から始まった海外との交流は、時を経ずして貿易に発展したのである。

貿易は当然のことながら当事国間の通貨の交換を必須としたが、この日米修好通商条約締結により、実務上の交換レートは洋銀1ドル1個＝一分銀3個となった²。また、前述の日米協約で盛り込まれていた改鑄費に関する取り決めはなくなってしまう。

日米修好通商条約締結を巡る評価として、石井(1987)は、「通商条約の交渉当時、問題がどれほど具体化していたかはわからないが、同種同量通用の原則の下に一分銀を洋銀と交換するのは大損失である、という見解の下に…(中略)…洋銀と対用すべき新銀貨の作成まで、内外貨の交換をつとめて回避しようとして、かくも不備かつ変則的な貨幣条項は、一部の外国人が誤解したような、ハリスの強制の所産ではなく、かえってハリスの貨幣論を理解しえなかった幕府の混乱した貨幣論…(中略)…の所産であった」(26-27頁)とする。条約締結後、金貨の海外流出が発生する。日本と海外における金銀比価の乖離を利用した裁定取引が発生したためである。

ややまわりくどくなるが、簡単に状況を説明すれば、江戸期の通貨制度は三貨制とよばれ、金、銀、錢(銅)の3種類の通貨が流通していた。金貨は計数貨幣で単位は両、分、朱からなる。1両=4分=16朱と分と朱に関しては4進法であった。

銀貨は元来重量を基準とする丁銀や豆板銀など秤量貨幣であったが、江戸時代後期、南鐐二朱銀が流通に成功したのを機に、計数貨幣に移行した。

そして、日本国内では銀貨4分で金貨1両と交換できた。それぞれの品位、重量から割り出される金銀比価は約1:4であった³。

しかし、海外の金と銀の交換比率⁴では天保小判1両が洋銀4ドルと交換できた。そのため洋銀4ドル⇒天保一分銀12枚⇒天保小判3枚⇒(海外に持ち出し)⇒洋銀12ドルと、貨幣交換を繰り返し、金貨を国外に持ち出すことによって、洋銀を3倍に増やすことができたのである。この仕組みに気が付いていた外国人は大きな利益を獲得できることとなった。その結果、大規模な金貨の海外流出が起きることとなった。

一般的に、日米修好通商条約は欧米の圧力に幕府側が屈した結果もたらされた不平等条約という見方をされてきた。

しかし、この金貨の海外流出に関しては、幕府側は条約の内容からこの事態を予見していなかったわけではない。日米修好通商条約締結は、事前に勘定奉行と外国奉行の論争があり、それを経たうえでの幕府の決定であった⁵。

対応策として、幕府は日米修好通商条約締結直後に安政小判、安政一分判、安政二朱銀を発行する。これらは金銀比価の是正を目的として品位を落として発行された。「同種同量の原則」を逆手にとったものであったが、矛盾を内包するものでもあった⁶。

そのため、幕府はイギリス総領事のオールコックから激しい抗議をうける。その結果、発行開始からわずか一月のうちに発行停止となった。

その後、外国人による金貨の流出量は急増する。オールコック(1987)によれば、洋銀を一分金に両替を申し込む際、署名入りの請求書を要求されるのであるが、「架空の名前を用いて足らざるを補い、一生かかってもその貨幣をかぞえることができないような、三十桁も続くような一連の数字をもってしてもその金額を示すことができないような、とてつもない金額を申し込むようになった」(409頁)としている。

この幕末における金貨の流出量についての研究はこれまでもおこなわれてきており⁷、最近の研究によれば、「金貨流出額は一二万両から二一万両の範囲」(高橋秀悦 2018, 133頁)とされている。

また、前述のように、幕府による安政小判、安政一分判、安政二朱銀の発行に関して、即座に幕府に抗議したオールコックも外国商人の金貨の持ち出しという状況を「これらの不幸な投機や口論が日本人の心に与えた影響がいかにも大であり、いかにみじめなものであったかは、とうていはかり知ることが困難だろう。ついに彼らは、一分銀(これは、合法的な通商を助長するための手段たらしめることを予定されていたのだが、組織的かつ執拗に金貨を購入するためにのみ用いられ、日本人の金は彼らが絶望するほど連日多量に持ち出された)のことばかりを夢中になって考えるようになった。たしかに、このことが大いに敵対感情を刺激し、外国人、外国貿易、外国人に関するいっさいの物、あるいは外国人が国内に居ることと関係あるすべての物にたいする彼らの偏見を勢ぞろいさせてしまった。それと同時に外国貿易の利益にかんするかれらのよき判断を、確実かつ重大にゆがめてしまった」(オールコック 1987, 410-411頁)と危惧し、自国の商人に対しその行動を批判し、母国の上司たる外相ラッセルに事情を報告、英国外務省もオールコックの考えを指示した⁸ことにより、幕府側に対応を求めている。

ハリスも同様に事態の改善を求めている。ここで注目しなければならないことは、ハリスが安政六年11月26日に送った書簡の内容である。その書簡には彼の母国フィラデルフィア造幣局における検査表が同封され、日本の一分金は一分銀三個、小判一個は一分銀十二個に値することを明らかにし、日本の金貨は三分の一の価で通用していることを示している⁹。どこかで聞いたことのある話である。この話はそのまま、1860年日米修好通商条約の批准のため、アメリカに赴いた小栗忠順がフィラデルフィア造幣局にて交換比率が不相当ということ进行分析実証したことと同じである。正すべきはアメリカと主張する小栗より先にハリスが幕府に同じ論理で事態の対応を求めていることをどう理解すべきか。幕府内での情報の共有がうまくいっていないとみるべきであろうか。それとも、外交とはそのようなもので、金貨の海外流出の責任は自国にあることを認めず、小栗等遣米使節は日米修好通商条約の締結先に条約の修正を求めたとみるべきか、興味はあるが、本論の検討範囲からは逸脱するのでここでは行わない。

事実としては、小栗の検証は論理的に正しいと現地で認められたが、当然というべきか、不当にもというべきか、条約の修正には至らなかった。

しかし、オールコック、ハリスなどからの勧告を受け、金銀比価を海外の水準に合わせるべく、1860年2月(万延元年一月)、いわゆる直増通用令を出した。これは流通している天保小判一両、安政小判一両など金貨一両をそれぞれ三両一分二朱、二両二分三朱として通用すべきとするものであった。見た目一両の金貨を割増して通用させることで金銀比価を海外の水準に合わせようとしたのである¹⁰。

そのため同年5月(万延元年四月)、万延小判、一分判を鑄造し、通用を開始した。前述の直増通用令により、天保小判は万延小判「三両一分二朱」の割合で交換された。金銀比価も海外の水準に近似することにより金貨流出も収束に向かった。

但し、この改鑄は単に金貨流出の対応策ではなかった。というのも、貨幣の品位を低下、もしくは小型化させる改鑄は以前から数度にわたり行われており、改鑄により幕府は多額の出目、つまり発行差益を獲得してきたからである。

石井(1987)においても、「従来の幕府による貨幣改鑄は、改鑄益金の取得という財政政策から行われた。ところが今度の改鑄は、金貨の流出を阻止するため、内外金銀比価の平衡化を計ろうとする国際的要因から行われたことにおいて、いままでの改鑄にはみられない特殊性をもつ。しかも金銀比価の改訂をめざす幣制改革の過程で、イニシアティブをとったのはあくまでも欧米側であり、幕府側はむしろ受動的であったこと、また幣制改革が外国側の承認のもとに行われたこと、などの事実は、きわめて注目に値するところである」(111頁)とする。

万延元年の改鑄益について、藤田(2018)においては、「天保の貨幣改鑄による益金の一年平均は金八五万両で、金方収入の約三五%弱を占めた。改鑄益金の金額でいうと、文久元年¹¹は約二・一倍、文久三年は約四・二倍、元治元年は約五倍にあたる。金額でいえば、文久元年が四二%、文久三年と元治元年が四一%を占めていた。当時までの幕府財政

最悪期に行われた天保の貨幣改鑄期間が約三五%弱だったので、それと比べても六～七%上昇している」(201頁)と、それまでに行われてきた改鑄による益金が幕府財政に果たしてきた役割と比べ、万延の改鑄益金は格段に大きく貢献したとしている。

つまり、幕府は金銀比価の標準化という目的と合わせて、巨額の改鑄益金を獲得したのである。

この後、欧米各国の目論見とは裏腹に、なかなか洋銀が国内で普及しないまま、1862(文久二)年の生麦事件、1863(文久三)年の薩英戦争、1864(元治元)年の天狗党の乱、禁門の変、そして、いわゆる下関戦争などが起こる。

1864(元治元)年には、オールコックからは通貨問題の解決のために自由鑄造所の設立等が進言された。この進言に対し、幕府は国内事情により早急な対応は難しいとした¹²。

しかし、日本史籍協会(1926)によれば、日時は「慶應元年十一月カ」(47頁)とやや不確定ながら、1865(慶應元)年の四国艦隊下関砲撃事件の賠償交渉において、老中松平伯耆守(本庄宗秀)が各国公使に対して行った談判の中で「一 貨幣製造器械取寄二分判壹分銀等用意に出来候様取計候事」(50頁)と、この時点で幕府の造幣機械導入に向けた姿勢が文言に盛り込まれている。

さらに、1866(慶應元)年1(十二)月27(十一)日における老中和泉守(水野忠精)、伯耆守(本庄宗秀)等とイギリス公使(パークス)との会談においては、以下のやり取りがなされる。

「貨幣改鑄一件過日御談判申上候通ニ致度存候
篤と取調之上ならてハ容易ニ挨拶及かたく候
何も御六ヶ敷事有之間敷と存候
政府より命し置候職掌之者盡外ニ而勝手ニ鑄造者難出来候
政府之後鑄造相成當然之儀と存候
夫々職掌之者委置候儀ニ而政府ニ而鑄造者不致規則ニ而諸事未タ開さる國故致し方無之候
私見込之趣未タ御徹底無之与相見申候
開而之上者容易の事も開さる内者甚六ヶ敷者ニ有之候其一端を申候得者拙者領分ニ而鯨漁有之海岸村々ニ而自由ニ採事不相成舊來候村々限りニ而外村々ニ而ハ見なから手を空敷致し居候事有之右等之類ニ而も推察可被致候
私見込者鯨漁之事ニハ拘わり不申候
素より鯨ニ關候事ニ者無之候得共我國の事情多くの如此類ニ而親規の事ハ甚六ヶ敷候
貨幣を鑄造致し候者新規之事ニ者無御坐候
先刻ヨリ申入候類之事情篤与諒察勘考被致候
交易を盛ニ致し候ニ者貨幣を多く不致候而者難相叶御國之一分銀を御製成敷又ハ西洋銀を通用被成敷ニツより外處置無之候
いつれも貨幣之事ハ至大之事故篤与衆議を盡し不申候而者經易ニ難取計候

御議論も可有之候得共條約面ニも貨幣之个條有之是非其通ニ者不被成候而者難相成候
條約取結之時末々を洞見不致取極候故品々差支有之候
御國にて御差支之廉者有之間敷何々之廉御差支相成候哉
差支者無之候得共甚六ヶ敷候
貨幣鑄造之器械者何之爲ニ御取寄相成候哉
其筋職掌之¹³願出し候故注文いたし候
器械ニ而製候得は一日貳拾五萬枚充出來申候
我國ニ而者壹萬兩鑄造致し候ニ千人之工手間懸貳萬兩ハ貳千人三萬兩者三千人懸候」
(日本史籍協会 1926, 72-74 頁) というものである。

英国側は、先日の交渉における造幣機械の導入についての進捗状況の確認から、状況の進展があまりなく、幕府側は新規の事業に関してはなかなか難しいとの返答に業を煮やす。

英国側は、貿易を拡大させるには貨幣を多くしなければならないが、そのためには一分銀を製造するか、洋銀を流通させるか二つに一つの選択肢しかないと迫る。言い訳ばかり並べる幕府側に対し、さっさと貨幣鑄造機械を導入すべきで、導入すれば日産 15 万枚が可能であると造幣機械の導入効果についての踏み込んだやり取りもされている。

さらに、翌 1(十二)月 28(十二)日にも、和泉守(水野忠精)、伯耆守(本庄宗秀)等とパークスの間で、賠償金支払いの先送りの条件としての交渉では以下のやり取りがあった。「たとえハ先刻も申上候通貨幣換鑄被成候事亦者税則御改メ等之義速ニ申上候通り被成候は、可然候是者外國之爲メ而已ニハ無之日本之御爲ニ相成候義ニ御坐候貨幣換鑄之儀ハ何れニも何とか不致候半而ハ難相成候得共是者容易之儀ニ無之既ニ先達而与夫々其筋之者江申付取調させ居候義ニ有之税則改之儀も其通り其筋江申付置取調中ニ付調出來次第猶可申入候

貨幣換鑄之機械佛國江御注文有之候趣もはや到著仕候哉

いままた到著不致候不遠内來著之由ニ有之候

機械参り候ハ、速ニ御取行ひ可被遊候

左様ニ致し度候」(日本史籍協会 1926, pp. 83-84) と、賠償金の支払いを延期の条件として、貨幣の改鑄を迫り、これは外国側だけでなく日本のためでもあると説く。そしてフランスへの造幣機械注文について、引き渡し時期に関心を示し、到着したらすぐさま稼働させるべきとしている。

執拗に幣制の改革とそれに伴う貨幣鑄造を迫る外国側に対し、なかなか重い腰を上げない幕府の姿勢が浮き彫りとなるが、注目すべきは、幕府はイギリスではなくフランスに造幣機械を発注し、その事についてイギリスが搬入時期について尋ねている点である。

これは前述の薩英戦争、四国艦隊下関砲撃事件の後、紛争当事者である薩摩藩、長州藩とイギリスの関係が 180 度転換することによる。それに伴い、幕府にはフランスが近づくとなった。

同日、水野忠精、本庄宗秀等はフランス公使ロセス(ロッシュ)とも会談する。そこでも日本の通貨の改革へむけた話が出る。

「右案文之内貨幣改方之儀者一体御國貨幣鑄造之器械者不便利ニ而御益薄く候間本國江御注文新發明之器械到着次第速ニ御取建外國輸入之銀症¹⁴御改之上御國貨幣に御鑄替吹減四分丈を御収被成候得者器械ニ而製シ候へ者入費壹分ニ而相濟候ニ付殘三分之御利益相成候凡三ヶ月御執行之内ニ者本手者御取戻しニ相成申候事故早々御施設相成候方可然」(日本史籍協会 1926, p. 86)と、機械化した設備で貨幣の鑄造を行うと、4%の改鑄料を取れば、改鑄の費用は3%なので1%の利益が出るので、3カ月に投資額を回収できると提案される。貨幣改鑄を巡り新たな事業モデルの提案があったわけである。

これに対し、幕府側は「一段々之厚意悉存候但貨幣改鑄之个條之末ハ篤与評議を盡し追て談判及ふへしと改度候」(日本史籍協会 1926, p. 87)と即答を避けている。

石井(1987)によれば、幣制の改革に対し消極的であった幕府も「慶應元年三月二十日(一八六五・四・一五)には水野・阿部・諏訪三老中は造幣機械をなるべく速やかに調達するようフランス公使ロッシュに周旋を依頼した」(192頁)とされるが、結局日本側の問題で注文まで至らず、結局フランス製の造幣機械が日本に運ばれることはなかった¹⁵。

国内の政情不安や各国からの幣制改革へ圧力が強まり、幕府もこれに応える形で1866(慶應二)年6(五)月には、改税約書に調印する。貨幣問題に関する条項は第六條にあり、内容は以下の通り。

第六條 日本と外國との條約中に外國貨幣は日本貨幣と同種同量の割合を以て通用すへしと取極たる箇條に従ひ是迄日本運上所に於て墨是哥ドルラルを以て運上を納むる時は壹分銀の量目に比較しドルラル百枚を一分銀三百十一箇の割合を以て請取來れり然る處日本政府に於て右仕來を改め總て外國の貨幣と日本の貨幣と引替る事に障りなき様にし又日本通用の貨幣を不足なき様にし交易を便利にせん事を欲するにより日本金銀吹立所を盛大にせん事を既に決せり然る上は日本人又は外國人より差出すべき總て外國人金銀貨幣並地金は日本貨幣に吹替へ其諸雜費を差引其質の眞位を以て其爲め定めたる場所に於て引替んとす此處置を行ふ爲め日本と條約を取結ひし各國は其條約に書載たる貨幣通用に關係せる箇條を改むる事緊要なれば右箇條を改むる様日本政府より申談し承諾の上日本來丁卯年十一月中(西洋千八百六十八年第一月一日)より其處置を取行へし

吹替の雜費として取立へき高の割合は向後雙方の全權協議の上定むへし

(内閣記録局 1890b 310 頁)

これによれば、同種同量の原則、洋銀1枚に対し一分銀3.11枚、貨幣鑄造所を整備して貨幣量を増加させること等が盛り込まれている。このことは後述するが、1869(明治二)年8(七)月の高輪談判で問題となる。

特筆すべきは、海外からの金銀地金を日本の貨幣に吹替える際には、費用を差し引いてしかるべき場所にて吹替えるというものである。このことに関しても後述する。

ますます幕府は窮地にたたされる。

3. 藩主導の匱金製造

しかし、ここで幕末の通貨事情に関して、さらに確認しておかなければならないことがある。

幕末から明治初期にかけて広く流通した匱金についてである。注目すべきはその匱金づくりが個人レベル、もしくは集団レベルのものではなく、当時の地方行政を担う藩が主体となっておこなわれたということである。

1868（明治元）年より1884（明治十七年）年に至る貨幣政策の事歴に関し、当時の大蔵省が1887（明治二十）年にまとめたものとして『明治貨政考要¹⁶』がある。この上編第四章第一節偽造及ヒ濫悪貨幣流行ノ弊害及ヒ此弊害ニ就テ各外國公使ノ難題ニ對スル我政府の答辨として「是ヨリ先キ舊幕府ノ末路國用益ス耗勝竭シ聚斂百端尚ホ其空乏ニ苦ミ之ヲ補ハシカ爲劣位貳分判壹分判ヲ鑄ルト夥多シ而シテ諸大藩亦漸ク私ニ貨幣ヲ鑄ル者アリ」（70頁）とある。政府が外国公使からの質問に対し、大藩においても貨幣を密造していることを認めているのである。ここで大藩とは明治維新を推し進めた薩摩藩であると思われる。

というのも、1893（明治二十六年）年10月16日に元薩摩藩藩士で藩主島津斉彬、久光の側近であった市来四郎なる人物が、幕末から明治にかけてインタビュー어의質問に対し、31のエピソードを話した記録が『史談会速記録』第二十輯に収められている¹⁷。その中に薩摩藩の匱金造りに関するものが存在する。尚、市来の話の中で「御親父さん」なる人物が頻りに登場する。これはインタビュー어의中山尚之介の父で、大久保一蔵（利通）、小松帯刀、堀次郎（堀仲左衛門、伊地知貞馨）らとともに島津斉彬、久光の側近として活躍した中山中左衛門を指す。

匱金づくりに関するやり取りは、まず匱金づくりを始めた当時の薩摩藩の財政状況から始まる。市来によれば、「齊與、齊彬二公御代より御財政も十分あつて、二の丸の御寶藏には數百万兩の御貯蓄があつて、其の御庫も三棟ありまして差向御差支へは無ひのでござります、けれども天下の勢ひといひ海陸軍の警備も十分爲なくちやあならんから經濟上の策を立ねはならぬと、御親父さんなどは大に働かれたです」（78-79頁¹⁸）と、匱金づくりをしなければならないほど藩の財政がひっ迫していたわけではないが、陸海の警備のために資金が必要となったというものである。

そのために、「第一理財の道には琉球通寶の製造といふことになりました、其の時分薩摩の勢ひは西の天下様といふ位で、幕府も恐れて居るときだから大抵の請願などは皆な許るして遣るとか、或は建言を採らなくちやあならんといふことでもござりました、琉球國には多年英佛人が滞留して其の經費すくなからざりし旨を申し立てられ、琉球通寶製造の願立になりまして許可になりました、是れは全たく堀仲左衛門御親父さんとの計畫であつた

さうです」(79頁)と、琉球通寶の製造に目を付けた。当時、沖縄(琉球)には英国船が寄港し、英国人が買い物をするために貨幣が必要であるという理屈を立てて、幕府に請願、許可を得たわけである。

ここで安田轍藏なる人物が登場する。「然るに其時分の御抱へ侍醫に安田轍藏といふもか居りました、是は齋彬公御隠後に御抱えになつた者でございます、此者は島津豊後の紹介で御抱になつたそうです、其者は大坂産れの者で、眼科醫者で理財の道には賢い人で、桑や柳の枝で布を織ることを初めた人でございます、この人が御勘定奉行小栗上野介と懇意である處から、琉球通寶を三ヶ年の間製造致したいと云うことを打合せて願立たでござります、其願に付ては御用人では平川宗之進といふが擔當で、安田に盡力させたでござります」(79頁)とある。平川宗之進が責任者となり、侍医で眼科医でありながら経済に明るく、おまけに幕府の勘定奉行小栗上野介と懇意である安田轍藏なる人物を使って、3年間の期限付き琉球通寶製造の請願をしたというのである。

請願の結果、「薩摩の勢ひが善ひから仙台通寶許可の例を以つて、三ヶ年間三百万兩丈の許可を得ましたでござります、其處で愈許可を得ました」(79-80頁)と、従前仙台藩が幕府より許可を得て仙台通寶を鑄造したこともあり、3年間の期間限定で300万兩分の琉球通寶鑄造が許可されたというのである。

問題はここからである。「其形状量目は天保通寶と同じく願済ました、唯文字を琉球通寶と替えた丈でござります、實は天保通寶を造つて全國に散布する考へでござりました、其處が御親父さんと堀、大久保などの策に出た事でございます、是は全く幕府の弱みに付け込んで、其んな勝手に遣つたのでござります」(80頁)と、琉球通寶の形状、重量は当時流通していた天保通寶と全く同じにして、琉球という文字を天保に変えて全國に流通させるつもりであったというのである。贋金の鑄造から流通までを企図し、そして、それを計画したのは中山中左衛門、堀次郎、大久保利通などであるという。

後述するが、大久保利通は後に参議、大蔵卿となる。

インタビューは続き、安田轍藏の話しに戻る。「然る處に平川といふ人は正直な男で、安田と小栗に致されて致したといふやふな話になります、後で發覺したことがござります、當時幕府は薩摩を虎狼のやうに思って居りましたから、致されて致さうと許可した譯と聞へます、安田は錢座の職人二十八人許りを雇ひ下しでござります、それが中には全く職人ではなひものも交て居りました、其者どもは、則ち探偵者で、是は小栗が策でござりまらう」(80頁)と、通貨発行を認めた幕府側も、安田轍藏が職人を雇つて鹿児島入りするにあたり、職人に紛れてスパイを送り込んだという。

次いで、話しは贋金事業の内容に関するものとなる。「夫れから安田は右の錢座の職工を連れて下りましたのみならず、幕吏と例の譯を計つて安田なる者が受負ひ鑄造と云ふことになりました地金の代價其外職工の手間なども差引ひて鹿児島で製すると一枚か三十七文餘で出来る算計でござりました、それを當百天保錢と同價で通用しても大變な利益でござります。然るを受負には六十四文つゝで安田が引受たでござります、偕其發覺したこと

へは小栗上野介と安田と受負利益を分配策が発覚しました、此方も致したと思へば向からも致したでござります」(80-81頁)とのことで、贋金事業は原料、人件費込みで100文につき37文強の費用で鑄造が可能で、安田は贋金事業を64文で請け負った。さらに、その請負事業の利益を安田は小栗と分配するということが明らかとなったと答えている。

原料や設備については、「資金十万兩と製造所建築とは藩廳の計らひで、それから銅十萬斤、錫十萬斤丈を藩廳から出して、而して受負ひといふ事になつたでござります」(81頁)と薩摩藩が負担することとなっていたようである。そのため安田の請負事業の利益率はさらに高まることとなり、「其處で鹿兒島では時節がら不當な所爲だと喋々唱へました」(81頁)と批判が高まることとなったようである。

そのため、薩摩藩が直接贋金事業に乗り出す。主役は市来自身である。

「然る處に茲に於て私の責めが出来たでござります、私は安政元年寅年の夏御密命(齊彬公)を奉じて天保錢製造の事を支配下の職工に練習させよといふ事で、其因縁が御親父さんや大久保さんなどが聞ひたでござります」(81頁)と、島津齊彬より内々に市来本人が責任者となって職工に練習させることになった。

つまり、市来自身が贋金事業の責任者で、命じたのは当時の藩主齊彬であると話しているのである。

話しはまだ続く。「齊彬公は理財の道にも賢い御方で、金銀銅錫鑛の發掘の爲めに二十萬兩程無利息で幕府より拝借なされたこともござります、其前後に島津家に名器の御茶釜種々ござります、中にも秀吉公より義弘公御拝領なされた蘆屋の釜など、申す名器の寫しを拵へるということで、當時江戸で有名なる鑄物師西村道彌と云ふを御雇ひ下しになりました、其西村と云ふは江戸の天保錢製造所の職工の頭取を致して居つた者で、橋場の渡しより少し上の方に製造場がござりました、錢座と唱へました、そこに仕はれて居た西村でござります、其者と雇つて茶釜の寫しを製造して、幕府や阿部伊勢守様などに遣はさるゝ御約束を以つて御雇ひ下しになつたでござります、其時江戸から連れて下たは御茶道の上村良節と申す人で、それと西村と職工三人を連れて下りました、其時は田中仁右衛門といふ御側役が取扱でござりました、それと私と上村と西村を召仕ひました、此ものは錢製造は功者だから練習させて置けよといふいふことを私に密命されたでござります」(81-82頁)と、名器の茶釜のコピーを作るということを理由にして、江戸の天保錢製造所にて職工頭をしていた鑄物師西村道彌と職工、及び茶道の上村良節を薩摩に迎えるようにと命じられたことを明らかにする。

その後、薩摩藩ではどのようにして、鑄造技術の習得が行われたかという点、「そこで鹿兒島で傳習すると人目に立ちますから、加治木の鍋屋に往つて、茶釜を製造する事を名に致したでござります、其處で茶釜の見本は大切な品でござりますから茶道の水脇藤淵と云ふ人が擔當して加治木に持つて行きました、又茶釜は大切なものですから晝夜取締人を付けました、私は職工を連れて傳習に行きました、天保錢製造の練習をするので、名は御茶釜製造といふ事であつたでござります、其處で私の召列た職工頭には千葉助十郎と

申すもの外二名を召列れて傳習致させました、存外出來る様になりましたが、其試験を江戸に密送して後は其儘で、其後御下りの時、被れ是れ千枚程拵へて御目に懸けたでござります、其れ限りで中止して居りました、其處で鹿兒島ではすつかり製造の方法は分かって居ります」(82-83 頁)と、街なかから離れたところに御茶釜製造として場所を設け、そこで職工に技術の習得を図ったところ、思いのほかうまくいき、数千枚鑄造することができたようである。

贋金造りの技術が確立して、ひと段落したところに前述の安田が薩摩入りする。「如此御手の付ひたことは知らずに安田が受負して職工を連れて下つて來ましたに就いて、鹿兒島では幕府を憎むの情か甚しうござりますから、安田が受負ひ細工は怪しからんなど一般の攻撃が起つたでござります、其處で久木山泰蔵といふ私の朋友が私に申すには、近日斯様な話がある、実に怪しからん事である、御前一つ造らぬか御先代の御遺事であるから、此處で一杯遣れと段々と論じたです、然うする中に奈良原喜左衛門などが遣つて來て「吾々が其筋に立論するといふ事になりました、(久木山は奈良原と友達でございました)私申にそれは遣つても宜い、御遺蹟のことであるからと傳習した職工も居るから出來ん事は無い」と申しました、其處で久木山と奈良原が御親父さんに就ひて立論したそうです、然るに御親父さんは膝を打つて「善く知らせて呉れた、早速破ろう」といふ事になつて、一日大久保と御親父さんが私に「御用部屋に出て來い」と云つて遣わされましかたら直ぐ參りました處が、果して其事で御先代の御密命の顛末を質せられましたから逐一に申しました、それから「計算或は見込書を出せ！」といふ事になりました、私も随分愉快的な事と考へて、夜を日に繼いで豫算書等に取掛りました、其時磯永喜之介といふものは中井弘など、友達でござります、此ものに豫算を作せて御親父さんに就て出しました」(83-84 頁)と、薩摩には安田に反感を持つ者が多く、その者たちは市來に贋金造りをけしかける。さらに先代藩主斉彬からの密命について、大久保や中山に話すと予算書を作成しろということになり、急遽作成して提出したということである。

その結果、市來の仕事も予定が変更となる。「其時私は軍事方の御徒目付で江戸詰めを言ひ付けられ、近日出立する積もりでありました、けれども此製造の主宰を命せられて江戸詰めは罷られまして、一向に鑄錢のことに従事することになりました、而して試鑄して上様の御覽に入れよと云ふことで、其時照國公御在世中の勤局二の丸内に在る一局を再び開ひて、其處で試造させて御覽に入れました、其時は久光公も忠義公も御一緒に御出になりました、それからして盛んに遣ることになりました、初め琉球通寶凡そ十万兩足らず作りました、而して後は天保錢のみを數十萬兩丈けを造りました、何處でも通用するやうになりました」(84 頁)と、御徒目付として江戸詰めとなるはずが贋金製造の責任者を任されることとなり、秘密裡に製造していた贋金を藩主親子にも確認してもらふ。以降、積極的に製造に取り組み琉球通寶は十万兩弱、天保錢は數十萬兩製造して、どこでも通用したというのである。

しかし、それから間もなく生麦事件を契機として、英国との緊張が高まり薩英戦争が起

きる。匱金鑄造事業の状況も変わる。「其處で御寶藏の貯蓄が動かなひやうになつたでござります。其時は不日英國船が侵入といふ場合でござりましたから、晝夜警備の準備に他事なく従つて費用夥しき時でありましたから、私は晝夜其事にかゝつて勉強致しました、職工は彼れ是れ日に四千人程も使ひました、鹿兒島では未曾有の大局で、忽ち四五十万兩丈造つて出しました、其資料は他國より買下し、或は古製の大砲を毀ち、或は御親父さんが言上なされて御手元の燭臺や銀器など御出しになりまして、潰して地金に使つたでござります、斯く御手許から美麗の御器物も御出しになりましたから、追々傳承して鍋竝釜の類など進上した人が澤山ござりました、其外齊彬公が御逝去前に御集めになりました寺院の梵鐘も又此時に御取上になりまして毀しました、是も御親父さんが決断でありました、然うすると鹿兒島上下町の商人共は皆競て鍋釜の類燭台等の品をも献じました、其等の資料で澤山の錢が出来ました、夫れから文久三年夏七月に戦争(薩英戦争—白坂)となり、其秋末に久光公は御上京になりました、其時は大坂より細島に蒸気船で御着きなされ、細島から陸路、佐土原に一日御滞在で島津忠亮さんの元服の御式があつて御加冠なされたさうです、其時佐土原の城下の町に釋迦堂といふがござります、其處に故伊東修理大夫義祐が寄進したおおきな梵鐘がござりました、其銘文に日隅薩三州の太守「伊東修理大夫藤原朝臣義祐」と銘があるです、それを御親父さんが取り上げて鑄錢の資料に充られました、夫れと鹿兒島に御着になつて私へ申開けに此鐘を潰して錢を造れと申され、銘文を寫し取つて置けよと申されました、愉快のことで喜びました、此鐘を英國人と戦争少し前舟に積んで鹿兒島灣に廻つて來ました、荷卸しもせなひ内に戦争が始まりました、其前日荷船などは皆磯邸の前に琉球船など、同じく亂を避けたでござります、僅か一二町許りの處に碇泊して居りました、そこで戦争となりて遂に英人の爲めに、其船は琉球船と一緒に焼かれて鐘も海に沈んだでござります、軍さが鎮まつてから私の手で引上げて直ぐに潰して仕舞ひました、是も齊彬公が梵鐘破壊の續きよりして其處に及んだでござります、そんな地金などで天保錢が多く出来ました、其時兵火は上町より冷水谷邊は多く焼けました、其家作救助には代價で下されるとか建築費も澤山呉れた、だから家を焼かれた苦情は少しも無ひ舊ひ家も新しくなつて有り難いといふ事でござりました」(84-86 頁)と、有事にそなえて、匱金鑄造事業は活況を迎える。人を集め、鍋釜から藩主が所有する寺院の梵鐘までを原料として供することで大量の匱天保錢を製造し、イギリス海軍の砲撃により破壊された民家の建築費にもこの匱金が供給されたため、かえって感謝されたという。

匱金製造事業はその後も拡大、多品種化する。「夫れから又半朱といふ圓い大きな錢を拵へました、是は一朱銀の半分の價ひて半銖と唱えました、是は武田信玄が拵へた歴史上よりして名付ました、琉球通寶の名義で二百四十八文の價格で通用しました、是は紙幣見た様な見込で一時の融通は善かつたでござります」(86-87 頁)と、單位を上げた琉球通寶半朱(琉球通寶二枚分)を作成することとなり、さらに薩摩藩に近接する4地区に通用する紙幣も作り始めたという¹⁹。

以上、市来四郎の談話を基に、薩摩藩における匱金鑄造事業について述べてきたが、こ

こまでは天保通寶の贋金鑄造事業である。

しかし、藩をあげての贋金鑄造事業は天保通寶だけではないことが考えられ、さらに薩摩藩以外でも贋金鑄造事業が行われたであろうことは想像がつく。

徳永(2010)では、薩摩藩の支藩である佐土原藩における贋金鑄造事業について触れている。参考とした『佐土原藩史』には、「佐土原藩の通貨贋造」と独立した項がたてられている。その中で佐土原藩の財政は「甚だしき窮乏に陥って」(142頁)いたため、1867年(慶應三年)に「万一に応ずる為め通貨贋造の計画を立てていたが、藩財政当面の料理に当れる能勢、河野、鳥居等は内用係吉原精一郎を起用して藩主忠寛の黙認を得、贋金の密造を為してこの急に応ぜんとした」(142-143頁)とする。薩摩藩とは時期のズレもあり、さらには贋金鑄造事業への動機も異なるようである。さらに「薩摩、安芸、筑前、会津など贋金の密造に着手したものが多かった宗藩薩摩の如きは早くから磯の機械所に御金役所を設け、贋金を密造した」(143頁)とする。

佐土原藩は1868(慶應四)年に「密かに場内に工場を立て、正木永寿を技師とし、以て贋金の鑄造を始めた」(143頁)とされる。「出来たものはこれを大阪に送り、主として鳥居弥左衛門が御用商人に命じてこれを太政官札に交換させた。宗藩(薩摩藩—白坂)の真似であった。当時この貨幣百両は、太政官札百六、七十両に値いした」(143頁)ようで、佐土原藩製の贋金は出来がよく、効率的にいわゆるマネーロンダリングができたようだ。

しかし、この高効率なマネーロンダリングは薩摩藩に妬まれるところとなり、圧力がかかる。交渉の結果、「河野学兵衛、田村兵之助をして職工を引きつれ、鹿児島に行かせてこの地で私鑄を続けた」(144頁)とされる。

贋金の鑄造額は「二百万余両といい、三十万両と言い全く不明」(144頁)とのことである。

以上、薩摩藩、佐土原藩ともに討幕側の藩における贋金鑄造事業を見たが、贋金鑄造事業は倒幕側だけで行われていたわけではない。幕府側の会津藩における贋金鑄造事業にも触れてみたい。

会津戊辰戦史編纂会(1933)によれば、「我が藩は六年間京都の守護に国力消耗し財政の窮乏甚だしきを以て、愈々西軍來り迫り之と對抗するに當り其の軍費を支辨スル爲め新たに財源を看出さざるべからざるの必要に迫れり、是より先き我が藩京都守護の際藩費の不足補充の用に供せんが爲め金銀貨鑄造の特許を幕府に請願し閣老の允下證を下付せられたるも未だ實行に至らざりき、是に於て若年寄山川太蔵後家老は此の特許に基き通貨を鑄造せんことを藩に建議して容れられ、奉行海老名群治後家老と共に之を擔任し、先づ公命を以て藩士をして任意に金銀裝飾品を納めしめたるが、到底其の原料に充つるに足らざれば更に庶民又は領地外より金銀を買収して其の原料に供せり、元來通貨の鑄造は金山奉行の職掌に属すれども、當時若松市中金工にして此の事を傳聞し其の鑄造を出願したる者あり、因つて其中より選抜して特に之を許可し、城中西出丸に鑄造所を設け該金工等をして二分金及びその他を鑄造せしめ、其の鑄造高の二分の一を上納せしめたるが、上納額六

十萬兩に達し大いに守城前後の金融を円滑ならしむることを得たり」(508頁)としている。

詳細な日時は明らかになっていないが、内容からして幕末から明治初年にかけて、会津藩による贋金鑄造事業がなされたこと、贋金鑄造事業は佐土原藩同様に財政の窮乏に迫られてのものであることが明らかとなる。

但し、薩摩藩、佐土原藩とはまた少し状況が異なる。

第一に、会津藩は会津戊辰戦史編纂会(1933)の記述を見る限り、価値の高い「二分金及びその他」に関しては幕府の一応の許可をとっていることである。

第二に、鑄造高の50%を幕府に上納している点である。60万両の上納をしたということは、計算上120万両の鑄造を行い、60万両が手元に残ったことになる。そしてこの60万両は財政を立て直すことに役立ったという。

但し、品位については明らかになっていない。このことと幕府に上納しているということから考えると、幕府が基準に満たない貨幣鑄造を認めたことと理解することも可能である。悪貨鑄造を幕府が公認していた可能性もあるが、これ以上の検討は現時点では未だなされていない²⁰。

また、戊辰戦争では政府軍について大聖寺藩においてもパトロン事件として、贋金鑄造事業の記録が残っている²¹。

4. 新政府樹立から貨幣司設立と廃止

開国以降、外国とのやり取りの中で、国内外の金銀比価の違いから金貨の流出を招く。幕府はその対応の一つとして金の品位の低い金貨を大量発行する。

一方、国内で尊王攘夷論が起り長州藩、薩摩藩はそれぞれ海外勢と衝突する。しかし、これらの衝突の賠償責任は幕府が負うこととなる一方で、長州藩、薩摩藩は開国論へと転換する。

国内の倒幕機運の高まりをうけ、ついに幕府は1867(慶應三)年11(十)月、大政奉還する。これを受け、1868(慶應三)年1(十二)月、王政復古の大号令が発せられる。

しかし、中央では王政復古の大号令となっても、地方では戊辰戦争により国情は安定しない。

明治新政府は財政基盤がぜい弱なうえ、前述のとおり藩主導の贋金鑄造事業があちこちでおきる。ことが贋金鑄造であるため、現時点で正確な贋金の発行高は確認できない。

開国当初より江戸幕府下における4進法による3貨制という独特な貨幣制度に対して、外圧は存在した。しかし、明治新政府樹立以降はむしろ贋金問題により、貨幣の信頼性確立への外圧が高まる。

明治新政府樹立となっても、すぐさま貨幣に対する信用回復ということにはならなかった。明治政府は脆弱な財政基盤、戊辰戦争という騒乱を抱えながら制度の整備に着手す

る。

そこで、明治政府の財政、とりわけ幣制に関する制度の形成過程に焦点を絞って簡単に確認していきたい。

1868(慶應三)年1(十二)月の王政復古の大本令により、まずは三職(総裁, 議定, 参与)が置かれ、参与のもとに金穀出納所が設置され、由利公正が参与に就任する。

ここから貨幣に関する政策は、新貨発行の準備と新貨発行までの従来の幣制の持続という2つ政策を走らせる。

まずは新貨発行の準備という観点から検討する。

後述する久世治作の内外古今貨幣の分析の結果を受け、「政府益々皇國貨幣の量目性合其度に適せざるを知り、殊に方今外國貿易の道彌盛んならしめんと欲せば、宜く萬國の方法と我國の慣行とを斟酌し、舊幣を改め、精良適正の新製を設け、器械を以て之を鑄造せん事を議決し、之を參與會計官事務判事三岡八郎に命ず。三岡氏外國事務判事五代才助・寺嶋陶藏に托して、香港に在る英國造幣器械を價金六萬圓にて購入せん事を英商ガラバ²²氏と約定せり。因て上野敬輔香港に航せり」(大阪市1966, 19頁)と、新政府樹立直後から新貨幣の鑄造・発行を企図していたことがわかる。

だが、現実にはすぐに新貨鑄造というわけにはいかず、従来の幣制をいかに持続させるかという問題に直面する。

そのため、1868(慶應四)年3(二)月、政府は外国貨幣および古金銀を国内に通用させる太政官布告が出す。明治元年二月二十日太政官布告と明治元年二月二十三日會計事務局布告によるもので、外国貨幣に関しては明治元年二月二十日太政官布告の内容は以下の通り。

今度御一新之折柄外國之交際モ近々被爲在之儀ニ付テハ指向高融通洋銀一枚へ金三分之當リヲ以テ無差支交遣ヒ可致旨被 仰出候間銘々無疑念通用可致候

(明治財政史編纂會1972年, 314頁)

国内の古金銀に関しては明治元年二月二十三日會計事務局布告による。内容は以下の通り。

右金銀是迄通用令停止候處御一新之御場合未タ御手モ不被爲届追テハ被 仰出方モ可有之候得共當分地下相場ヲ以テ無差支可致通用候尤御新政之折柄萬一心得違致竊ニ積置候者於有之ハ嚴重御沙汰可有之候此旨未々迄不洩様可申觸者也

(明治財政史編纂會1972年, 314頁)

当然のことながら、これらは後述する久世治作による各種貨幣の品質分析がなされるまでの窮余の一策であった。

1868(慶應四)年4(三)月、久世治作に当時流通している貨幣の分析を命じ、「貨幣分析所ヲ京都二條金座中ニ設ケ治作及ヒ村田理右衛門ヲシテ我國慶長以還各期鑄造セシ所ノ古

金銀貨及ヒ安政以來當時ニ至ル迄通用スル所ノ金銀貨幣各種ヲ分析スルト同時ニ欧米各國ノ貨幣五十餘種ヲ分析シテ其品位量目ノ精粗優劣ヲ審査セシム」(明治財政史編纂會 1972年, 313頁)こととなり、分析が終了するのを待って一覽表を作成し、その数値を以て通用させることとした²³。残念ながら、この政策はあまり効果をもたらさなかつたようである。但し、この各種貨幣の成分分析に関しては、日本人独自で分析する能力があることが証明できていることには留意したい。

1868(慶應四)年5(四)月、新政府が幕府の金座、銀座を接收する。

國財之儀ハ元來政權へ附屬イタシ候モノ之處去冬徳川慶喜ヨリ大政返上ニ相成候付テハ今般金銀錢製局現在有物共 朝廷ニ御引上ニ相成候間此旨役々へ可相達旨 御沙汰候事
(内閣記録局 1890a, 1頁)

これは、旧幕府から新政府側に政權が移動したため、貨幣鑄造事業も移管すべきというものである。新政府は、この時点で新たな貨幣を鑄造することを予定しているのが、旧幕府から財政基盤を引き継ぐということがなかつたため、まずは貨幣鑄造事業を担う金座、銀座、銭座を接收したわけである。

つまり、新政府の貨幣鑄造事業が財政に寄与することを十分に理解していたということになる。

同年6(閏四)月、會計官(太政官の下に置かれた七官の一つ)の中に貨幣司が設置され、貨幣司知事に長岡右京が着任する。

前述の貨幣鑄造の現場となっていた金座、銀座の役割を引き継いだのがこの貨幣司である。後述するがこの貨幣司を舞台に長岡右京なる人物が騒動を起こす。

同年6(五)月、丁銀・豆板銀の通用を停止する。いわゆる銀目廃止である。

一今度貨幣定價御取調之上丁銀豆板銀之儀以後通用停止被 仰出候間是迄銀名ヲ以テ貸借有之向ハ其取引致シ候節之年月日之相場ニ依テ金錢仕切ニ相改可申候

一舊來之丁銀豆板銀共所持之者ハ近日御改製之新金錢ヲ以テ御買上相成候間追々其筋ヨリ會計官貨幣司へ可申出者也

(内閣官報局 1887a 158-159頁)

しかし、銀貨の流通が止まるということで混乱が生じ、新政府は対応を求められる。

同年6(五)月、貨幣司、大阪長堀に出張所を設け、二分金及び一分銀の鑄造を開始する。

通用貳分金壹分銀吹増被 仰出候事

(内閣官報局 1887a 年 176頁)

今度は新政府の施設で旧幕府時代の貨幣を鑄造することになったわけである。同年7(六)月、洋銀と一分銀の交換比率を、洋銀100枚対一分銀293枚とする。さらに同年9(七)月、通用を停止させた丁銀・豆板銀を徴収することが布告される。

通用停止之丁銀豆板銀共御改製之新金錢ヲ以御買上可相成旨兼テ御布告之御趣意モ有之候所未タ御改製之場合ニ不立至候間所持之者ハ先可差出候右代リ金之儀ハ銀位相當之價ヲ以テ新金錢ニテ追々御下ケ可相成尤代金御下ケ有之候迄難澁ノ者ヘハ金札御下ケ被置候テモ又ハ金札ニテ御買上相成候テモ銘々望ニ任セ可申候右之趣相心得來ル八月五日迄ニ員數並望之次第等會計官ヘ可申出候事

(内閣官報局 1887a 231 頁)

この措置は大坂にできた貨幣司において、銀貨を鑄造するための原料調達を確実かつ容易にするためと考えられる。

また、1868(慶應四)年9(八)月、諸藩にむけて貨幣の偽造を禁止させる。

年於舊幕府屢金銀吹替融通致シ候以來贗金銀間々有之實ニ万民之迷惑不一形候當今大政御一新政體一途ニ基キ候折柄右様之所業有之候テハ不謂事ニ付於府縣モ嚴重吟味被仰付候條各藩之儀ハ其主人ヨリ取糺可致候自然手掛之者有之節ハ速ニ刑法官ヘ可申出万一其領内不取締有之他ヨリ洩開候節ハ其主人ノ落度タルヘク候此段屹度可相心得旨相達候事

(内閣官報局 1887a 281 頁)

貨幣の偽造の禁止ということは、あちこちで藩を挙げての贗金鑄造事業が行われていたことの裏返しとしてみてよいだろう。

1868(明治元)年11(十)月、古金銀貨兌換比例表が頒布される。これにより相場ではなく各貨幣の交換比率が決められる。各貨幣の交換比率は以下の通り。

兼テ古金銀歩増之儀布告有之候處取引不融通ノ趣モ相聞候ニ付左之分今般引換被 仰出候

一 元文字 ²⁴ 金百兩ニ付	引換金四百九拾壹兩
一 眞字 ²⁵ 貳分判文政金百兩ニ付	引換金四百貳拾七兩
一 朱金百兩ニ付	引換金貳百拾壹兩
一 草字 ²⁶ 貳分判百兩ニ付	引換金參百七拾六兩
一 古貳朱金百兩ニ付	引換金貳百四拾壹兩
一 五兩判百兩ニ付	引換金參百拾八兩
一 天保金百兩ニ付	引換金參百六拾八兩
一 正字金百兩ニ付	引換金貳百九拾五兩
一 安政二分判百兩ニ付	引換金百四拾九兩
一 慶長銀 量一貫目	代金八拾九兩

一 元祿銀	同	代金七拾壹兩参朱
一 寶永銀	同	代金五拾五兩
一 永字銀	同	代金四拾四兩壹分
一 三ッ寶銀	同	代金参拾五兩壹分
一 四ッ寶銀	量一貫目	代金貳拾壹兩参分壹朱
一 銘元文文字銀五文目銀	同	代金五拾壹兩
一 草文字銀	同	代金参拾九兩参分
一 保字銀	同	代金貳拾八兩貳分貳朱
一 政字銀	同	代金兩拾貳兩参分参朱
一 古貳朱銀百兩	同	引換金百六拾兩
一 文政貳朱銀百兩	同	引換金百拾五兩
一 御一新後引替歩増ノ分		
古一分銀百兩	同	引換金百七兩

右之品所持持罷在候者金銀兩局竝商法會所へ引換差出可申候尤右金銀差出候日限ヨリ日數二十五日過代リ金之儀ハ定價之内書面之吹元諸雜用ヲ引被下渡候間銘々不貯置引換差出可申候

(内閣官報局 1887a, 319-320 頁)

となっており、一応の交換基準が設けられ相場により交換比率が変動することを防ぐ対策がとられた。

1869(明治2)年3(二)月、貨幣司が廃止となる。

今般貨幣新造被 仰出ニ付太政官中新ニ造幣局御取建ニ相成候依之是迄之貨幣司御廢止知事以下諸官員被免候様被 仰出候事

但是迄貨幣司ニ於テ取扱候金銀總テ決算致シ出納司へ相納可申事

(内閣官報局 1887b, 62 頁)

やや唐突な感じである。くわえて、新設された造幣局が同日、下記のような命令を出している。

從來舊幕府ニ於テ貨幣屢改鑄致候處兎角姦吏詐偽ヲ逞シ候ヨリ其度毎ニ粗惡ニ成行物價沸騰之基ヲ開候ノミナラス大ニ人心ヲ害シ風俗ヲ敗リ候事ニ候今般新貨幣鑄造被 仰出候ニ付テハ 王政御一新公平至正之御趣意ヲ奉戴シ深ク従前姦吏之惡幣ヲ戒メ精金ヲ以鑄立銖兩至當遂ニ人心風俗ヲモ敦厚ニ蹄シ候様篤ク心掛可申旨 御沙汰候事

(内閣官報局 1887b, 62 頁)

職員に対し綱紀肅正を図ったもので、暗に不祥事が起きたことを示している。この貨幣司廃止の要因の一つが長岡右京一件と呼ばれるものである。この事件は、貨幣司知事であった長岡右京が在職中「公金三八五〇兩の使い込みが主な処罰の対象とされ、賄賂に紛ら

わしい音物を金銀座役人から受け取ったことに加え、会計官上司に多額の音物を送ったことが加味され流刑に処せられた」（安国 2012a, 127 頁）だけでなく、上原十郎貨幣判司事（徒 3 年）、浅香綱次郎貨幣判司事（徒 3 年）といった貨幣司の幹部職員ほか三岡八郎（後の由利公正）参与、小原二兵衛大参事も処罰の対象となった。

しかし、この事件はたんなる個人の横領、贈収賄事件だけではないという側面もあると思われる。

つまり、貨幣司の貨幣鑄造事業自体に関する問題ともいえよう。安国（2012b）では、貨幣司が新貨鑄造に関するデータを「式分判壱部銀吹立御勘定帳²⁷」によりまとめている。そこでは「合計 250 万 5,506 両余が吹立勘定の入方であり、ここから決算時の古金銀有高 10 万 1,540 両余を差し引いた 240 万 3,966 両余が新貨鑄造に回された地金高となる。…（中略）…これらの地金からできた新金高が 252 万 3,539 両で、内訳は 250 目位という劣位の二分判が 60 万 8,000 両、万延二分判と同じ 200 目位の二分判が 113 万 8,964 両、一分銀が 77 万 6,575 両である。…（中略）…さらに二分判や一分銀を作るべく調製されながら貨幣にならずに製造途中で残った地金、また古金銀を精錬し直して出た金銀の出目もすべて貨幣換算して、総計 264 万 8,485 両余となっている。そしてそこから新貨鑄造に回した吹元高 240 万 3,966 両余を差し引いた 24 万 4,519 両余が、厳密な意味での新貨鑄造利益と計算された。約 1 割の利益である」（202 頁）としている。

この記述には特筆すべき点がいくつかある。

第一に、二分判を 2 種類鑄造していたことである。一つは万延二分判と同じ 200 目位という品位の二分判あるが、問題は 250 目位という品位の二分判である。目位という単位は含有量(%)で計算すると 17.6%となり、200 目位は 22%となる²⁸。低品位として評判の悪い万延二分判よりさらに低品位、つまりは悪貨を新政府が鑄造していたことになる。なぜ貨幣司において 250 目位という品位の二分判を鑄造していたのかということは明らかになっていない。

第二に、江戸時代から行われてきた改鑄による財政資金の調達法、つまり、改鑄のたびに貨幣の品位を下げたり、重量を減らしたりして、その差から生じる出目を獲得するという手法を貨幣司でも実践したということである。そして、その利益率は 10%を超えるものとなっていたということである。

このため幕末から起きた各藩における贋金鑄造事業による経済混乱を、貨幣司が收拾するどころか、自ら旧幕府政権が行ってきた財政手法を踏襲し、火に油を注ぐことになったわけである。

国内の財政のみならず、後述するが外交問題にまでなっていた貨幣政策を巡って、三岡八郎に反対する勢力が貨幣司職員の不祥事をテコにしてその者たちを排除し、その責任を三岡にまで追求したという見方も当然でてくる。

しかし、既に「元年 4 月新貨鑄造ノ議決スルニ因リ、西洋方式ノ器械ヲ使用セントシ此ノ事務ヲ參與會計事務局判事三岡八郎後ニ由利公正ト改稱スニ命ス。八郎乃チ參與外國

事務局判事五代才助後ニ友厚ト改稱ス・寺島陶藏後ニ宗則ト改稱スニ商議シテ英吉利國人「ガラバ」ト訂約シ、價金六萬圓ヲ以テ香港に在ル英国ノ造幣器械ヲ購求ス」(大内・土屋 1978, 3 頁)と、西洋式の貨幣鑄造の計画は始まっていた。そのため、三岡は西洋式貨幣鑄造事業も視野に入れた行動をとっていたことになる。三岡は単に旧幕府政権の貨幣政策を踏襲していただけないことは明らかであるが、ここで一度失脚する。

結果として、この貨幣司廃止、造幣局設立という動きは「新国家の急場の財政問題を凌ぐため不本意ながら使ってきた長岡右京と旧金銀座の者を排除し、新たな造幣部局を太政官に設立し、新技術(者)によって貨幣鑄造を行う」(安国 2012a, 131 頁)ことを意味するが、実行においては新技術(者)の招へいという問題が新たに起こる。

5. 造幣事業の導入と東洋銀行の役割

1869(明治二)年 3(二)月、太政官に造幣局が設置される。前述の貨幣司の廃止を受けての措置である。

同年 7(五)月より、贋金対応策が立て続けに講じられる。第一弾は以下の通り。

金銀貨幣ハ國ノ重寶四民頼テ生活スル所ニ候處近來私ニ贋金ヲ鑄造シ内外ニ流通シ甚ダシキニ至テハ兩替屋私ニ相場相立賣買致シ候者モ有之趣相聞へ以之外ノ事ニ候自今以後兩替屋ハ勿論諸商人ニ至ル迄贋金取扱候者於有之ハ嚴科ニ被處候間右様所業之者見當り次第無用捨取押へ其筋へ可訴出旨 御沙汰候事

(内閣官報局 1887b, 190-191 頁)

この段階では、まだ贋金鑄造が藩主導によるものということには触れていない。

同年 8(六)月、維新政府は東洋銀行²⁹と貨幣鑄造条約を締結する。前述の新技術(者)の招へいに関する取り決めである。内容は以下の通りである³⁰。

兌銀舗約定書(貨幣鑄造条約書³¹)

第一

日本政府ニテ金銀座ニ使用スル外國人ヲ雇入ル事ヲ治定セリ

第二

右外國人之所爲ヲ管轄スル爲メ日本政府ニテバンクニ命シ右外國人ノ工業ヲ觀察セシメ且日本政府ニ對シ其者等ヲ引受ヘキエゼントニ任スル事ヲ希望ス

第三

バンクニシテ右外國人ノ職ヲ免シ且要用ナル時ハ他ノ外國人ヲ其職ニ命スル權アルヘシ

第四

バンク及ヒ其配下ニ備ハレタル外國人ニ報知ナク金銀座ヨリ貨幣ヲ出シ又ハ鑄造スヘカラス

第五

若シ外ニ枝葉ノ金銀座ヲ開ク時ハバンクニテ右同様其外國人ヲモ管轄スヘシ

第六

約定期限ハ三箇年ナレトモ政府ノ都合ニヨリ四五年モ續ク事アルヘシ且バンクニ渡スヘキ金高割合左ノ如シ

一箇年ノ拂方

初年目 二萬五千トルラル

二年目 二萬 トルラル

三年目 一萬五千トルラル

約定若シ連續スル事アラハ

四年目 一萬 トルラル

五年目 同

他ニ鑄造スル貨幣高之千分之一ヲ世話料トシテ拂フヘシバンクノ爲ニ外國人居留地内ニ日本政府之出費ニテ相當ノ建物ヲ造營スヘシバンクヨリ右出費ノ一割ヲ家租トシテ納メ其修覆内部ハバンクニテ引請クヘシ

但外部ノ修覆ハ日本政府之引受タルヘキ事

第七

此約定書ハ洋曆千八百七十年二月一日則我明治三年正月朔日ヨリ取行フヘシ

外國官知事

明治二巳年六月二十四日

伊達中納言

會計官副知事

大隈四位

(内閣記録局 1890a, 15-16 頁)

貨幣鑄造条約の主な内容は、鑄造事業所には外国人を雇い入れること（約定第一）、その外国人等を監督するものも外国人とし、東洋銀行が代理人となること（約定第二）、外国人従業員の任免権は東洋銀行が保有すること（約定第三）、約定の期間は3年であるが、期間延長もあるとし、東洋銀行に対して毎年一定の料金が発生すること（約定第六）等である。また、貨幣鑄造高の1000分の1を世話料として支払うことになった。

この一定の料金の支払と貨幣鑄造高に応じた世話料の支払がエージェント業務とコンサルティング業務の対価となったとみるべきであろう。

1869(明治二)年8(七)月 政府は大蔵省を設置し、それに伴い造幣局を造幣寮と改称する。

同年同月、いわゆる高輪談判が行われる。これは当時高輪にあったイギリス公使館においてイギリス公使パークス、他フランス、アメリカ、イタリア、ドイツの代表と三條実美右大臣、岩倉具視大納言、澤宣嘉外務卿、大蔵重信大蔵大輔、寺島宗則外務大輔による会談である。

欧米各国の苦情は、旧幕府政権時に欧米諸国と結んだ前述の改税約書に記載されている交換比率が守られていないこと、その原因が各藩の鑄造した贋金や貨幣司による悪貨によるもので、新政府に善処を求めるものであった。やり取りの概要は、明治財政史編纂會（1972）に掲載されている³²。

また、覺書が交わされ、新政府は欧米各国の要求に早急かつ確実に対応せざるえない状況となった。

覺書の内容は以下の通り。

日本通用金性合等混亂ニ付外國貿易ニ大害ヲ起シ候ニ付左ノ廉々ヲ速ニ處置アラン爲メ各國公使等輔相三條右大臣議定岩倉右兵衛督及ヒ外國知官事澤右衛門權佐閣下と面語センコトヲ要ス

第一

是迄 天皇政府或ハ徳川又ハ他の大名ニテ鑄造セシ一分銀並二分金ハ國內通用金ト爲シ且 天皇政府ニテ相當ト思フ他ノ貨幣ヲ吹立追々引換ル迄ハ右通用金無差支日本部内通用スヘキ旨ヲ 天皇政府ニテ證明スヘキ事

第二

外國人又ハ日本人ヨリ日本貨幣ニテ政府ヘ納ムヘキ地稅租稅或ハ運上ヲ 天皇政府ニ於テ右ノ貨幣ニテ請取ヘキ旨ヲ 天皇政府證明スヘキ事

日本貨幣仕立方ニ付 天皇政府ニテ施セシ處置振ヲ右面會ノ節閣下等より各國公使委細承知致シ度事

右一件ノ辨解ヲ各國公使ヘ外國知官事及會計副知官事ニテ約セシ事既ニ三ヶ月餘越タレ共未タ其約ヲ果サ、リシ故ナリ

一八六九年八月十三日横濱ニ於テ

（内閣官報局 1887b, 273-274 頁）

この高輪談判をうけ、3日後には、贋金対応策第二弾として以下の指令が諸藩に下る。内容は高輪談判を受け、外国人保護を明文化したものとなっている。

貨幣偽造ノ儀ハ國家ノ大禁ニ候處近來騷擾ノ機ニ乗シ處々ニ贋鑄不少終ニ莫大ノ金高外國人ノ手ニ渡リ候ヨリ別紙ノ通申出候方今外國御交際盛ナル折柄國內ニ於テ大禁ヲ犯ス如此ノ夥數ニ至ル内外人民ノ疾苦國辱ノ甚シキ是ヨリ大ナルハナシ就テハ右御處置振見込ノ處御下問被 仰出候間明十六日中ニ差出可申事

（内閣官報局 1887b, 273-274 頁）

同年同月、贋金対応策第三弾として以下の指令が下る。諸藩の所持する贋金の総額を調査、報告せよというものである。

贋金之儀ハ屢御禁令ニ有之候處追々世間ニ滿布シ上下之難澁今日ニ差迫リ候間於府藩縣モ贋金取引不致様嚴重取締致シ且下方所持之贋金夫々取糺シ總員數來十月中可申出候事

(内閣官報局 1887b, 275 頁)

くしくもこの太政官達が発令されたのは、前述した薩摩藩の贋金鑄造の中心メンバーであった大久保利通が参議に就任した日であった。

ことの経緯を見ると、貨幣司の廃止、造幣局の新設が先に行われており、欧米各国からの苦情から高輪談判は想定内にあり、先手を打って東洋銀行と貨幣鑄造条約を結んだが、それで十分というわけではなかったようである。

大内・土屋 (1978)によれば、さらに同年 11(十)月には、東洋銀行と「造幣職工ヲ本寮(造幣寮一白坂)ニ雇用スル約款³³」(4 頁)が結ばれる。これにより外国人士官及び職工の雇用内容の細部が決められた。基本的に前述の貨幣鑄造条約に準じたものである。

但し、この約款の中には「第三、日本政府ハ貨幣鑄造ノ方法ヲ設定シテ其ノ品質ヲ普告シ、一人ノ高官ヲ以テ造幣長官ト爲ス。凡ソ金銀料塊ヲ出納スルニハ必ス造幣長官必ス准許ヲ經サル可カラス。造幣長官ハ貨幣ノ鑄造ヲ指揮シ其ノ工業ノ景況ヲ記録ス。又タ造幣寮ニ交付セル金銀料塊ハ造幣長官ヨリ之レヲ外國士官ニ交付シ、外國士官ノ造幣長官ノ命令ニ從ヒ貨幣ヲ鑄造スルニハ、日本政府ノ決定セシ重量ヲ全具スル純粹ノ貨幣ヲ鑄成スルヲ要ス。凡ソ貨幣ノ鑄造ニ關シ外國士官ニ下ス命令書ハ造幣長官ヨリ之ヲ外國士官ノ首長ニ付ス」(5 頁)と造幣寮のガバナンスに関して、日本人の長官の下に外国士官(首長)が位置づけられるという規定が設けられている。

又、「第四、外國士官及ヒ外國職工ノ給金ハ日本政府月次ニ東洋銀行ニ交付シ、東洋銀行公布人名簿ヲ日本政府ニ上呈ス。」(5 頁)と外国士官及び外国職工の任免権は東洋銀行にありながら、給与は日本政府が東洋銀行を通じて支払うという内容となっていた。

制度の整備は進むのであるが、ことはなかなか思うようにはいかない。同年 12(十一)月、あろうことか建設中の造幣寮にて火災が起きる。結果、香港より取り寄せた造幣機器も再度購入せざるえない状況となる。

同年 12(十一)月、新貨幣を発行する決議を外務省より各国公使に報告する。

この報告においては、「今者我カ政府前途多端ノ國用ニ供シ、且ツ内外ノ貿易ニ便スル爲メニ新様ノ貨幣ヲ鑄造シテ之ヲ發行シ、以テ舊來ノ貨幣ト並行セシムルノ議ヲ決セリ。新貨ノ其ノ本位ニ充ル者重量ハ七匁二分二厘五毛九二即チ英吉利國ノ「トロイ」重量四百一十六「ゲレーン」ニ當ルヨリ減セス、質分ハ純銀十分ノ九ヲ以テスル銀貨ニシテ、墨西哥銀貨ト同一ノ品位ト爲シ、別ニ四種ノ銀貨ヲ鑄造ス。…(中略)…我カ政府ニ領収スル鑄造費ノ比例ヲ商議セント要ス。蓋シ此ノ造幣ノ事業タル我カ政府ハ鉅多ノ財用ヲ要セサルヲ得ス。故ニ最初ニ於ル鑄造費ハ百分ノ三ヨリ減セサル比例ヲ以テ約定セン。…(中略)…金銀料塊若クハ外國ノ金銀貨幣、若クハ見今通用スル我國ノ金銀貨幣及ヒ殘存スル我國ノ舊金銀貨幣ヲ携齎シテ新貨幣ニ交換セント欲スル者ハ、何國ノ人ヲ問ハス、其ノ料塊若クハ貨幣ヲ造幣寮ニ領収シテ品質ヲ鑒定シ、本價額ノ計内ヨリ鑄造費ヲ扣徐セル價額ニ準算

シテ新貨幣ヲ交付ス」(大内・土屋 1978, 5 頁)と、新貨幣は洋銀と同等の重量、品位の銀貨を新貨とすることを明らかにしている。そのうえで、江戸幕府において改鑄時に重量や品位を落として出目を獲得する、いわば改鑄モデルから、持ち込まれた貨幣の分量に応じて鑄造費を徴収する鑄造モデルの事業へと利益構造の改革することを明らかにし、鑄造費は当面の間3%以上を想定しているとする。

さらに国の内外を問わず、両替したいものは鑑定の上、鑄造費を差し引いて新貨幣を受取ることが可能であるということ海外の外交官に知らしめたわけである。

1870(明治三)年3(二)月、東洋銀行はイギリス人キンドル³⁴を造幣首長に任命し、東洋銀行が本人との雇用契約を結ぶ。大内・土屋(1978)では、この雇用契約は13項目からなる約款となっている。前述の兌銀舗約定書、及び造幣士官ヲ本寮ニ雇用スル約款で決められたことではあるが、特筆すべきは「第一、東洋銀行ハ下款ニ記載スル俸金を給與シ、以テ「キンドル」ヲ造幣首長ニ選任ス」(7頁)とある。つまり、造幣寮は公的機関ではあるものの、首長として外国資本である東洋銀行の選任する人物を雇ったということになる。

1870(明治三)年4(三)月、米・英・仏・独各国公使、前述の各国公使に報告した新貨幣を発行する決議に関し、外務省に返書が届く。イギリス公使からの返信においては、「鑄造費ハ目今姑ラク百分ノ三ヨリ減セサルヲ要ス」(大内・土屋 1978, 5 頁)と、早速、鑄造費率の低減を求められている。

同年同月、造幣首長に着任したキンドルが、早速新貨鑄造に関して意見書を東洋銀行横浜支店長ロバートソンに提出する。この意見書は10の項目からなり、中でも、当初政府とロバートソンで合意していた³⁵銀貨の単位(1ドル、50セント、25セント、5セント)について、25セント貨よりも20セント貨の方が良いという提案などがなされている。ロバートソンはその意見書を大蔵省に転送する。東洋銀行がコンサルティング業務を担っていることの表れである。

1870(明治三)年5(四)月、ロバートソン³⁶も大蔵省に新貨鑄造に関して意見書提出する。そこではキンドルの意見書に同意しつつ、さらに精密な重量を明記し、さらに「一「トルラル」ノ銀貨ヲ本位ト爲シ、金貨ハ唯タ便宜ヲ圖リ鑄造スル者ナルカ故ニ、金貨ニ主貨ヲ設ルハ無用ニ屬ス」(大内・土屋 1978, 15 頁)と銀本位制の貨幣制度の導入を強く勧めている。

これらの意見書に対し、政府は銀貨の種類については20銭銀貨を採用した。本位貨幣も一旦は銀貨となったが、紆余曲折があり、結局金貨となった。

1870(明治三)年5(四)月、前述の前年12(十一)月造幣寮建築中の火災で焼失した貨幣鑄造器械の代替機械について、東洋銀行に購入委託する。エージェント業務である。

同年7(六)月、今度は東洋銀行、銅貨鑄造に関する意見書を提出する。その中で「貴國ノ爲メニ謀ルニ、新ニ鑄造スル銅貨ヲシテ、全ク香港ノ銅貨ト價格ヲ同クセシメハ、則チ稍ヤ其ノ文字華紋ヲ異ニスルモ、必ス盛ニ清國ノ各港及ヒ新嘉坡ノ海峡ニ流通シ、遂ニ巨多ノ數額ヲ要用スルニ至ル可シ」(大内・土屋 1978, 16 頁)というものである。東洋銀行は

造幣寮に対し、銅貨の鑄造、輸出により海外進出を勧めるといったコンサルティング業務まで果たすようになる。この提案を受けて、造幣寮は銅貨の鑄造の準備も始める。

同年10(九)月、造幣寮は、キンドルによりイギリスの金銀銅の売買に関する状況説明を受け、大蔵省に対して金銀銅の売買を許可し、売買に課税することを進言する。外国人の知識、経験を吸収することにより、旧幕府政府の資金調達法から脱皮が少しずつ図られていく。

同年11(十)月 金銀貨幣の鑄造事業に必要な原材料の買取価格を設定する。造幣寮の開業を控えた準備が進む。

同年同月 外務省、貨幣の兌換に関し、各国公使に報告する。イギリス公使に宛てた報告によれば、鑄造費の基礎となる率の決定について、「貨幣ノ兌換ヲ盛大ニ施行スル爲メニ、我カ政府、豫メ各開港場ニ於テ、金銀料塊、外國貨幣ノ兌換ニ支障セサル準備ヲ爲ス可キハ、固ヨリ論ヲ待タスト雖モ、兌換ニ供スル貨幣ヲ各開港場ニ運送スルニハ、道路ノ遠近ニ應シ、費用ト日數トニ差異ナキ能ハス、元來貨幣鑄造ノ費用タル、金銀料塊ヲ鑄スル費用ニ係ル。然レトモ、其ノ運送費等ハ、固ヨリ當サニ其ノ額外ニ増加計算ス可キ者ト思量ス。但タ此等ノ事項ハ、造幣寮ノ開業ヲ待チ、審ニ圖式器械等ヲ檢視シ、以テ其ノ費用ヲ算定セントス。初メ、我カ政府、諸事稍ヤ整備セハ、速ニ開寮ノ廣告ヲ爲サント欲セシニ、何ソ圖ラン寮内火ヲ失シテ厩舎器械ヲ焼亡シ、且ツ鐵材ヲ海中ニ沈没セシメ、遂ニ其ノ期ヲ誤リテ今日ニ至ル、尤モ遺憾ニ堪ヘス」(大内・土屋 1978, 22 頁) ともいふ事態が発生し、同情を引く論法を立てており、この時期の幣制に関する海外諸国との関係性が伺える。

1871(明治三)年1(十一)月 貨幣鑄造に関する品位、量目などが決まり、新貨幣品位重量表が発表される³⁷。特筆すべきはこの時点においては前述の通り、キンドルやロバートソンの建議を受けた影響か、「一圓銀貨ヲ以テ本位貨幣ト定メ」(大内・土屋 1978, 23 頁) られていることである。

しかし、1871(明治三)年2(十二)月、渡米していた伊藤博文より、金本位制の建議を受ける³⁸。1871(明治四)年5(三)月には、カーゲル³⁹より本位貨幣変更に対する意見書を受けるも、同年5(四)月、太政官が金本位制への移行を裁可する。

石井(1987)によれば、わが国の幣制改革は「商品の国際的流通に応ずる貨幣の国際的流通体系を形成させようとする世界資本主義の要請によって行われた。それに際して外国側は洋銀と等価の新銀貨を本位貨幣とする、すなわちメキシコ=ドルに完全にリンクする幣制を求めた」(219 頁) とする。欧米の外交官や東洋銀行も基本的に同じ意図が働いていたようであるが、日本側は最後に金本位制を採用し、独自性を発揮したといえる。

明治維新後、外国資本からの助言、アドバイスを受けると、そのまま採用する、もしくは採用せざるをえないことが多かったのであるが、この本位貨幣の決定においては、外国資本の意見を跳ねのけた数少ない事例である。

この間、つまり、本位貨幣をどうするか、決定前の段階ではあるものの、1871(明治四年4(二)月、造幣寮が開業式を挙げる。開業式にあたっては各国公使に文書を出している。

開業式では、右大臣三條實美が以下の宣言をしている。「我政府ハ明治二年己巳以來造幣寮ノ建築工事ニ著手シ各國貨幣ノ制度ヲ考徴シ純正ナル貨幣ヲ鑄造シテ以テ國用ニ供シ以テ内外貿易ニ資セント期ス爾來東洋銀行及ヒ「キンドル」「ウォートルス」等ノ盡力經營ニ因リテ本寮建築ノ工事全ク成ル今各國公使其他貴賓諸君ノ光臨ヲ辱フス是レ後來内外貿易ノ盛大ヲ致スヘキ兆候ニシテ我カ國人民各國人民互ニ永ク親睦交際ヲ厚フセンコトヲ希望ス」(明治財政史編纂會 1972, 375 頁)としている。

これまで新政府は欧米諸国から貨幣に関して不信をかった。高輪談判により、もはや猶予も許されないと追いつめられた。貨幣制度の改革には、その改革の内容にまで口をはさまれた。東洋銀行が代理人として、外国人を雇い造幣寮に送り込む。しかし、その外国人の給与は日本政府が支払うものの、任免権は東洋銀行にあるという、ある意味屈辱的な協定を結んできた新政府にとって、やっと晴れの舞台となったわけである。

同年6(五)月 新貨條例が定められる。当然のことながら、政府は金本位制の貨幣制度を選択した。

6. 造幣寮の利益構造と複式簿記

さて、造幣寮が開業し、国民や欧米諸国に向けた新貨條例が定められた。この新貨條例なるもの、條例とはいうものの、現行の法制度でいう地方公共団体が定める自主法としての条例とは異なり、貨幣法として認識されている。

新貨條例の構成はまず前文があり、次に貨幣例目、新貨幣通用制限という配置となっている。

貨幣例目には、量目公差表が添付され、貨幣の単位が圓とし、圓の他に錢、厘という単位をおくこと、10進法を採用すること、旧貨幣1兩を1圓とすること等が決められている。新貨幣通用制限では、本位貨幣を金貨とした。さらに1圓金貨を原貨とすること、法貨として支払において制限なく通用すること等が決められている。銀貨については支払の通用制限が10圓とさだめられ、銅貨の通用制限は1圓とされた。

但し、貿易銀なる銀貨を鑄造し、開港場において貿易取引に使用でき、通用制限はないとという内容となっている⁴⁰。

国内及欧米諸国に向けたルールとして新貨條例が定められた。造幣事業についてはわざわざ表明する必要はないので記載はない。

一方で、裏方となって実際に貨幣を鑄造する造幣寮にも4つのルールが布告された。造幣規則、造幣事務取扱規則、事務施爲方法概略、成貨試験分析定則である。その中でも注目すべきは、造幣規則と造幣事務取扱規則である。

先ずは造幣規則である。明治財政史編纂會(1972)では此造幣規則について、「最初明治三年庚午十一月ヲ以テ草案假定セリト雖モ該規則上ニ就キテ各外國公使ト會議ヲ要スル者アリ(慶應二年丙寅五月十三日即チ千八百六十六年六月二十五日ノ條約書⁴¹ニ由リテ)故ヲ以テ我大臣屢々横濱ニ出張シテ外國公使ト會議ヲ開キ反覆討議數回ノ刪正加除ヲ經テ後其翌四年辛未四月ニ至リテ始メテ決定セラレタルモノナリ」(379頁)と欧米各国との綿密な事前調整があったこと、つまりは欧米各国の承認をとった規則、言い方を変えれば欧米各国に承認を得ざるえない関係であったことを明らかにしている。

この規則は16条からなる。注目すべきは第六條, 第七條, 第八條, 第九條, 第十條, 第十一條, 第十二條である。その内容を明らかにすれば, 以下の通りである。

第六條 右試験熔解ノ上分析セシ金或ハ銀地金又ハ金銀貨幣造幣不適當ナラハ之ヲ當人ニ返却シ試験熔解竝分析ノ手数料ヲ納メシムヘシ

試験熔解分析ノ手数料ハ造幣寮ニオイテ取窮ムル定價ニ從テ納メシムヘシ

第七條 造幣寮ノ便宜ニヨリテハ造幣不適當ナル金或ハ銀地金又ハ金銀貨幣ヲ唯精製ノ爲メニ之ヲ受取ルコトアルヘシ

但其高金地金ハ第三條銀地金ハ第四條ト同様タルヘシ尤右精製料ハ造幣寮ニ於テ取窮ムル定價ニ從テ納メシムヘシ

第八條 造幣寮ニ於テ造幣ノ爲メ金或ハ銀地金又ハ金銀貨幣請取濟ノ上ハ鑄造手数料ヲ引去リ第四條ニ照準シテ本位金貨又ハ壹圓銀ヲ以テ其受取りシ日ヨリ三十日間ニ拂フヘキ令状ヲ渡スヘシ

右令状ノ高ハ日本人ハ大阪ニ在ル御用爲替座外國人ハ同所ナル日本政府ノ外國爲替方「オリエンタルバンク」社中ニテ本文日限ニ拂ヒ渡スヘシ

第九條 本位金貨鑄造ノ手数料ハ當分ノ内百ニ付一, ナルヘシ

第十條 壹圓銀鑄造ノ手数料ハ當分ノ内百ニ付二, ナルヘシ

第十一條 金銀混合ノ地金(在来壹分金ノ類ハ此部内ニ屬ス)ハ五百「オンス」「トロイ」(凡四貫百四十匁)以上ノ高ナラハ造幣寮ニ於テ之ヲ精製分析ノ上其價ヲ定メテ後全ク之ヲ請取ルヘシ

但右精製分析料ノ定メ方ハ第七條ノ手續通リタルヘシ

第十二條 磨損セシ本位金貨幣ハ千ニ付五, 壹圓銀ハ千ニ付十, ノ手数料ヲ差出ス上ハ其量目丈ノ價ヲ以テ再鑄ノ爲メ之ヲ受取ルヘシ

(明治財政史編纂會 1972, 377-388 頁)

江戸時代において, 幕府は改鑄のたびに品位を落としたり, 重量をへらした貨幣を鑄造することにより, 出目(発行差益)を獲得し, 財政状況を改善させてきた。

しかし, 幕末に発行された低品位の貨幣や贋金などにより, 貨幣の信用が失墜し, 開国後, 貿易相手となる欧米各国からの強烈な批判, 追求を受け, 明治新政府は品位の高い貨幣を鑄造せざるえない状況に追い込まれた。

一方で、財政に窮する新政府は貨幣鑄造事業で何とか利益を得るためのモデルを模索した結果、欧米諸国の代表より鑄造過程で鑄造量に応じて手数料を取る事業モデルの提案を受け、採用することとなった。

この手数料率に関しては、当初期待した料率よりは低く抑えられた模様である。導入を勧めた欧米諸国からすればコスト削減となるからである。

次に、造幣事務取扱規則について見てみよう。この造幣事務取扱規則は造幣規則に18日遅れて承認された規則で、この規則もまた注目に値する。

この造幣事務取扱規則は前文に加え11の規則で構成される。前文の内容は以下の通りである。

日本政府ニテ現今欧羅巴各國及ヒ米利堅等ニ行ハル、普通ノ條規ニ倣テ造幣寮ヲ建置シ新貨幣ヲ鑄造スル爲メ貨幣鑄造ノ制規方法及ヒ器械運用等ノ事ニ熟達セル外國士官ヲ約條書ヲ以テ雇入レ寮中諸簿冊ノ制及ヒ其計算方ヲ設爲スル等ノ權ヲ附與シ而シテ其約條ニ基キ政府又ハ内外人民ノ差出ス地金ヲ寮中ニ受取其品位重數等政府ノ制定ニ從テ之ヲ外國士官ニ通達シ其地金ヲ引渡シ製貨ヲ受取等ノ事ヲ總管スルタメ日本政府ヨリ日本士官等ヲ寮中ノ職員ニ任シタリ

外國士官ト日本士官ト互ニ其職掌ヲ奉行スルニ於テ相聯合シテ相悖ラサル事ヲ要スルカ爲メ各其職務上ニ就テ關係スル要件ヲ次ノ條款中ニ掲載シテ以テ其要旨ヲ著明ス凡ソ此職ニ在ル者ハ能ク之ヲ確守ス可シ

外國士官等ノ司掌スル事務ヲ總稱シテ工業局トシ日本士官等ノ司掌スル事務ヲ總稱シテ計算局トス

但工業局トハ學術(サイゲンヒツク)施行(ユキザクチーフ)ノ諸局ヲ指命スルナリ

(明治財政史編纂會 1972, 380 頁)

この前文においては、欧米で施行されている規則に倣って造幣寮を建てたこと、新貨幣の鑄造方法や器械の操作のために外国人を雇用したこと、さらに雇用した外国人に「寮中諸簿冊ノ制及ヒ其計算方ヲ設爲スル等ノ權ヲ附與シ」と、帳簿の仕組みや計算方法を導入する権限を与えたことなどを明らかにしている。つまり、西洋式複式簿記、会計は日本側がすすんで導入したのではなく、欧米から導入を迫られた結果として導入されたと理解すべきである。新貨幣の信用回復のためには致し方なかったと考えられる。

さらに政府や国の内外から地金を受け入れ、その品位や重量を明らかにし、外国士官に連絡、引渡す。

最終的に鑄造された貨幣を受取るまでを監督するために日本人の監督者を置くというものである。

前述の通り、政府は外国人の造幣士官を雇い入れる契約を東洋銀行と結んでおり、日本人の管理職(日本士官)との関係を明らかにしなければならない。そのため外国人士官は工業局、日本人士官は計算局を職掌するということを明らかにしている。

事業記録をいかに残すか、つまり会計等の管理規則は第二則、第六則、第七則、第八則、第九則に記載がある。内容は以下の通りである。

第二則

外國士官ノ居住スル家屋ヲ除クノ外造幣寮及ヒ附屬ノ諸屋宅ハ都テ日本士官ノ管轄タリ故ニ總體ノ貨幣及ヒ鑄造中ノ金銀地金ハ皆其管轄スル庫中ニ収メテ其出納ヲ詳記スル等ハ日本士官ノ職掌タル可シ依テ地金又ハ貨幣鑄造ヲ取扱フ局々ニ於テ其計算ヲ掌ルタメノ日本士官ヲ以テ計算記載役ニ任ス可シ

第六則

右地金ヲ交付スルニハ造幣頭ヨリ地金局長ニ命シ其手ヲ經テ取扱ハシメ其量目ヲ掛改メノ上規則ニ從テ之ヲ簿冊ニ登記シ置カシム可シ且ツ又外國士官首長ノ設ケタル規則ニ於テ各局ニ在テ地金出入ノ計算ヲ明ニシ之ヲ簿冊ニ詳記シ及ヒ金地交収ノ諸證據書等ヲ取扱フ所ノ日本士官ハ都テ造幣頭ノ管下タル可シ

第七則

各局ニ在ル計算記載役ヨリ差出シタル諸證據書ニヨリ計算ノ事ヲ便利ナラシメントメニ英文ヲ以テ完備ノ簿冊ヲ編成スル事ヲ掌ル一人ノ士官ヲ任シ其事ヲ取扱ハシム可シ此簿冊ハ毎日出納ノ查合決算ヲ要スヘシ此簿冊ハ何時ニテモ外國士官首長ノ検査ヲ受ケ若シ整理セサルコトアレハ右首長此簿冊ハ何様ノ事故アルモ其局外へ提出スルヲ許サス

第八則

英文ニテ記載スル計算簿冊ノ照憑ヲ爲ンタメ其事ニ堪ユル日本士官ヲシテ其證據書ノ原文ヲ根柢トシテ日本文ニテ計算簿冊ヲ記載シ置ク可シ但此事ヲ爲スニ便ナルカ爲メニハ右ノ證據書ハ雙方ノ國文ヲ以テ之ヲ聯記セシメタリ

第九則

總テ簿冊中ノ文字ヲ刷消シ又ハ補綴シアル紙片ヲ切取ル等ハ嚴禁トス之ヲ犯ス者ハ其職ヲ免ス可シ又諸簿冊検査既済ノ後ハ決シテ之ヲ塗抹改竄ス可ラス及ヒ諸證據書記載済調印ノ後ニテ之ヲ書改ムルコトヲ得可ラス

(明治財政史編纂會 1972, 380-381 頁)

そのため、地金局及び工業局の下で貨幣鑄造を担当する部局に、会計実務を担当する計算記載役を置き、日本士官を任命しておくことを求めている(第二則)。また、外國士官首長が設定した規則に基づいて各部局に地金の出入を帳簿に記しておかなければならない

(第六則)。英文の帳簿を作成し、毎日突合せを行い、外國士官首長の検査を受けられるようにする(第七則)。日英2通の證據書を準備し、会計の堪能な日本士官に日本文の帳簿を作成させる(第八則)。帳簿の改竄など不正は一切嚴禁とする(第九則)ことなどが明記されている。

以上、新貨条例から造幣規則、造幣事務取扱規則を検討してきたが、ここで留意しなければならないのは、キンドルをはじめとして外国人を雇い入れた理由は西洋の造幣の技術

の導入という側面も否定できないが、第一義には欧米各国の信用の回復という側面があったと考えられる。

また、利益を上げることが前提とした造幣事業を導入したことで、会計部門にも外国人が雇用されたとみるべきであろう。担当したのはV.E.ブラガ⁴²である。

『造幣百年史』によれば、「ブラガは、スウェーデン及び弟のC.J.ブラガとともに英文簿記の事務を担当し、そのかたわら日本人局員に簿記を教えた。三島為嗣、長谷川為治、中村勤、中川頼次、遊龍鷹作等多くの局員が彼の伝習を受けて」(95頁)いとされるので、前述の和文の帳簿作成にはそれらの人物が当たったものと考えられる。

それでは、実際の造幣寮はどのような営業実績を残したのだろうか。「造幣寮銀地金関係諸勘定書」に記載されている明治五申年三月六日西洋千八百七十二年四月十三日造幣寮利益及欠減勘定書(資料1)と明治五申年三月六日西洋千八百七十二年四月十三日造幣地金勘定書(資料2)の内容を検討していく。

この二つの資料は資料1が損益計算書、資料2が貸借対照表となっていて、ともに上下2段に区分され、上段は出、下段は納との表記がある。それぞれ借方、貸方である⁴³。

まず、資料1を見てみよう。下段の納の区分には、政府地金試熔費269.64オンスから始まり、総計389314.91オンスの収益があったものと考えられる。上段の出の区分には正位熔減9590.92オンスから始まり、各工程における減少分を費用として計上し、一度右締高として費用合計が29900.08オンスと計上されている。総計から右締高を差し引いた数値が359414.83オンスと計上され、真ノ利益ノ分となっている。

資料2は貸借対照表であるが、これは現在の貸借対照表とは体裁が異なっている。下段の納の区分には、政府出納が49352.35オンス、次に利益欠減出納として359414.83オンスが計上されている。これは資料1の真ノ利益ノ分と一致する。これに分析片と立換拂ノ金貨の重量が記載されて、総計は1224463.46オンスとなっている。対する出の区分においては熔銀職掌571825.10オンス、伸金職掌79149.35オンス、秤量職掌69800.00オンス、焼生職掌51919.40オンス、分析職掌127.23オンス、極印職掌3030.39オンスと計上されている。これらは貨幣鑄造過程における各部局にある地金の量を表し、さらに不良品や返還するものや、完成した圓貨幣や出納寮にある貨幣、試験分析貨1095.62オンスまでを合計すると1224463.46オンスとなり、納の区分の総計の数値を一致する。

また、資料3に示されるのは「造幣寮銀地金関係諸勘定書」に記載されている「利益勘定書」における各項目と資料1の「納」つまり貸方のカテゴリーの各項目との対応関係から各項目の内容を明らかにしたものである。

最上段の項目から見ていこう。政府地金試熔費は政府からもたらされた地金に対し、試熔費として徴収した収入として考えるべきである。政府から提出された900位の地金の1000分の1にあたるとの記載があること、3項目目の諸向納試熔費においても提出された量目の1000分の1との記載があることから、試熔費率は差出された地金の量目の0.1%としたと考えられる。

次の項目、政府地金鑄造費は、同様に鑄造料といった収入で、政府から提出された900位の地金の100分の2にあたるという。4番目の諸向納試熔費においても100分の2にあたるとあり、前述の造幣規則における鑄造料率に一致する。

但し、留意すべきことがいくつか存在する。

第一に、これらの財務書類の会計の主体は造幣寮であり、公的機関ではあるものの、保有する金属加工場の財務書類ではない。土地、建物といった固定資産は当然国有で、従業員にかかる人件費は当然のことながら公務員であるため会計の対象になっていない。前述したようにキンドルをはじめとした外国人管理者及び技術者たちも、ブラガ以外⁴⁴は政府より東洋銀行を通じて給料が支払われている。

第二に、「造幣寮銀地金関係諸勘定書」は馬渡造幣頭から井上大蔵卿、澁澤從五位に充てた報告書に添付された勘定書であるが、現時点においては銀地金の勘定書しか確認できていない。

しかし、これまで検討してきたように、新政府は何とかして新貨幣鑄造事業により収益を上げることを目指していたことは明らかである。当初考えていた改鑄手数料率は欧米諸国により下げられてしまったが、それでも利益が出た。

キンドルを造幣首長という立場で迎え、多数の外国人技術者を雇い入れても成し遂げなかったのは貨幣に対する国の内外の信用を回復することとともに、明治新政府の財政基盤に貨幣鑄造事業が寄与することを期待したことは言うまでもなく、その利益計算も日本政府とともに欧米諸国にも説明できるよう、西洋式複式簿記が導入されたとみるべきだろう。

7. おわりに

以上、幕末の開国より明治初期の財政、とりわけ幣制と複式簿記の関係について検討してきた。調べていて哀しいというか、この事実を文章にすべきか逡巡する箇所も多々あった。

しかし、歴史をできるだけ正確に把握するという視点から検討したつもりである。

江戸幕府末期、日本は欧米諸国からの開国の圧力に屈し、200年を超える鎖国政策を転換した。開国以降、幕府は国内と海外の金銀比価の違いにより短期間ではあるが、大量の金貨の流出という事態にみまわれた。

この金貨流出を防ぐため、幕府は改鑄を行い品位の劣る貨幣を鑄造し、金貨の流出を止めるとともに出目と呼ばれる発行差益を得た。

しかし、そのころから薩摩藩をはじめとして、いくつかの藩において藩主導の贋金鑄造事業がおこる。当初は天保通宝の贋金鑄造事業であったが、後には銀貨の高額貨幣まで贋金鑄造がなされた。当然のことながら経済の混乱し、物価の高騰を招いた。

ことが賈金鑄造事業であるため、秘密裡に行われた。ゆえに、藩ごとの賈金発行量を特定することはできていない。当然、国内でどれほどの量の賈金が流通していたのかも明らかになっていない。そのため現時点においても、この時期の経済分析において賈金の影響度を測定したものは見当たらない。

また、外国人との衝突を経る中で、尊王攘夷運動はその後尊王倒幕運動となり、幕府の求心力は急激に低下し、大政奉還、王政復古の号令が発せられ、明治新政府の誕生となる。

ところが、明治新政府は財政基盤が脆弱であったことに加え、維新後においても地方における賈金鑄造事業はさらに拡大した。くわえて政府の貨幣鑄造機関として新設された貨幣司においても、大量の品位の劣る貨幣鑄造がなされた。結果として、日本との貿易で賈金をつかまされた欧米諸国から激しい抗議をうけた。

そのため、新貨幣鑄造事業により貨幣に関する信用を回復しつつ、財政基盤に何とか寄与するような造幣事業モデル、つまりは外国人管理者、技術者を雇い入れ、造幣事業において手数料収入を得る利益構造を造幣寮に持ち込んだ。御雇外国人 V. E. ブラガ等はその利益計算をするために複式簿記による会計手法を日本に導入したと考えることができよう。

これまで、日本会計史において、造幣寮が西洋式複式簿記を日本で最初に導入したことに関しては、あまり高い評価はされてこなかった。

例えば、久野(1992)は『造幣簿記之法』の検討の結果、「この造幣寮・地金局の複式簿記について、敢えて寸評といわれれば、「ご苦労様」としかいい様がない。複式簿記は記帳の「形式」であって記帳の「内容」に関わりがないとという典型的な事例である。要するに、「やってやれないことはない」が、その必要性もなければ、必然性もない」(262頁)としていることも一因かもしれない。

『造幣簿記之法』は造幣寮で実行された複式簿記マニュアルというべきものだが、現物の財務書類として最も古いものが「造幣寮銀地金関係諸勘定書」にあたると思われる。今回の検討により、造幣寮においては欧米からの貨幣に対する信用回復とともに利益獲得を目的として造幣事業が導入され、その利益計算のために複式簿記が導入されたことが明らかとなったと言えよう。しかも、時期的に見れば国立銀行の開業前にすでに複式簿記が導入されたいたことになる。

そこで、冒頭の課題にもどりたい。

第1の課題、なぜ重量会計となったのかということに関しては、明確な記述や言及は確認できていないものの、いくつかの理由が重なったためと考えられる。

当然考えられるのは、外国人首長のキンドルをはじめ、会計担当のブラガ等の判断によるということである。複式簿記を導入したのも重量会計にしたのも日本側の要請ではなく、欧米諸国の要請によるものと考えられるからである。

また、旧幕府時代の貨幣制度から貨幣単位が変わる転換期の会計であったことも要因となっていよう。造幣寮における新貨幣鑄造にあたり、原料は旧貨幣もしくは金属塊であつ

た。一定の期間が経過し新貨幣が普及すれば、原料の金属塊も旧貨幣も新貨幣で容易に換算することが可能であるが、転換期においては重量を単位とする会計が容易かつ正確に測定でき、鑄造費も持ち込まれた原料の重量に基づくものであるからであると考えられる。

第2の課題、複式簿記を基本とした会計主体が造幣寮という公的機関であったことに関しては、この時期の造幣事業には海外からの信用にたる貨幣鑄造という目的に加え、造幣事業による利益獲得の目的が存在したことによる。

その点においては、これまでの官庁簿記に関する認識とは大きな違いがあるといえよう。

今回の検討によりいくつか新たな知見をえられたものの、不全感がないわけでもない。最大の問題は利益処分がいかなるものだったのか、明らかにすることができなかったからである。

『造幣局百年史』によれば、「明治維新政府のモットーは西欧先進国をモデルとする「富国強兵」であった。そしてこの国策を遂行するため経済上の政策として殖産興業を推進し政府自らが主導の地位をとり軍事工業はじめ近代産業を経営した。政府は旧幕府時代の製鉄所、造船所等を接收そしてその経営にあたり、鉄道、鉱山を開き製紙場を建設しいずれも官営事業とし経営した。

これ等の事業が発達するにつれその事業の収支を一般会計に含めて経理することが事業経営上適当でないことが一般に認められるようになり明治9年(1876)9月太政官達で「作業費区分及受払例則」が制定され官営事業に適用されることになった」(96頁)とある。

造幣寮も大蔵省所管の官営事業として、「作業費区分及受払例則」が適用されることになる。

翌1877(明治10)年9月には「作業費出納条例」が制定される。再び『造幣局百年史』によれば、「造幣局の場合創業以来の作業上の益金は明治6年(1873)に大蔵省所管の政府準備金に繰り入れ、その後も引き続き同準備金に益金を繰り入れるとともに必要経費を同準備金より受け入れている」(97頁)とのことであるので、この過程の計算書類においては確実に重量会計から貨幣会計への転換がなされていると考えられる。

さらに同書では「明治10年度末で益金(収入金と作業費の差額)の総額は250万円を超えている」(97頁)としている。

旧幕府時代に改鑄事業は財政の立て直しに寄与してきたが、明治新政府においても造幣事業は財政に寄与してきたようである。造幣寮が益金とした収入金と作業費の差額の内訳には大きな関心を抱くのではあるが、現時点においてこれらの資料を探しだせていない。

貨幣鑄造事業以外の官営事業における会計についても、とりわけ横須賀製作所(旧幕府時代の末期に設立された横須賀製鉄所)は元々フランス人ヴェルニーにより西洋式複式簿記が実行されていたとされているため⁴⁵、「作業費区分及受払例則」、「作業費出納条例」の制定当時の会計を明らかにする可能性も検討してみたい。

また、そもそも欧米の造幣機関における会計はどのようなものになっていたのか、確認

する必要もある。造幣寮において雇い入れられたキンドルやブラガは、イギリスが香港に設立した香港造幣局に勤務していた。そのため、香港造幣局の会計はいかなるものなのか、イギリス本国のロイヤル・ミントとの会計と比較すると、どのような相違点があるのか、イギリス以外の、たとえばアメリカの造幣局の会計の仕組みなどと比較検討し、どのような相違点があるのか、明らかにする必要があろう。

資料3 造幣寮利益及欠減勘定書の収益項目の解説

項目	量目 ㉔	解説
政府地金試熔費	269.64	政府地金之内 900 位ニ而 269672.40 オンス ノ千分ノ一
政府地金鑄造費	27768.90	政府地金之内 900 位ニ而 1388452.63 オンス ノ百分二
諸向納試熔費	1861.15	内外人民以改 1862165.88 オンス ノ千分 ノ一
諸向納鑄造費	56890.06	内外人民地金 900 位ニ 2844570.16 オンス ノ百分二
諸向納一分銀改鑄費	7186.03	外国人納壹分銀 359311.76 オンス ノ百分 二
諸向納一分銀比較秤量差	639.52	外国人納壹分銀 1294400 片 此全量 359951.28 オンス 洋銀ト比較秤量差取立之 分
低位ノ利益	196830	定位利益
銀位差ノ益	5459.88	銀位差ノ益 5459.88 オンス ノ内銀之量ヲ 引タル残 614.41 オンス 銀位差ノ残
諸向エ返達銀地金試熔費	6.31	内地人民不適當銀地金 6315.45 オンス ニ 試験熔解費千分一價 7 圓 28 錢
諸向エ返達金地金試熔費	90.93	内外金地金 0.21 オンス 此全量 5923.45 オ ンス 試験熔解分析費 0.01 オンス ニ付七 円セル此ヱ 147 円之量
諸向エ返達金地金分析費	36.33	
正位伸金油増	232.29	900 位伸金減量 3792.06 オンス 之内伸金油 増 232.29 オンス 引之残全減量
熔銀鐵補減銀塊	5028.51	900 位熔減 9590.92 オンス之内補減 2464.80 オンス ヲ引残全ク熔減
		熔銀鐵補減 2563.71 オンス
分析片補減銀塊	35.22	分析片補減 34.12 オンス
極印贅物	3.02	秤量差減 11.51 オンス 之内に地之量ヲ補 完ノ減量極印贅物秤量益 3.02 オンス

出典) 国立国会図書館蔵 井上馨関係文書 681-9 121-127 より作成。

-
- ¹ 詳しくは、国会図書館蔵 「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨文書』を参照のこと。
- ² 公定レートは本文の改税約書にもあるように、洋銀 1 ドル 100 枚＝一分銀 311 個であった。
- ³ 藤野(1990)によれば、1854(嘉永 7)年の保字小判(天保小判)と嘉永 1 分銀の金銀比価は 1 : 3.913 としている。(185 頁)
- ⁴ 藤野(1990)47 頁に付表として掲載されているアメリカ財務省の資料によれば、アメリカの 1854 年の金銀比価は 1 : 15.33 となる。
- ⁵ 詳しくは、石井(1987) 28-42 頁を参照のこと。
- ⁶ 詳しくは、石井(1987) 46-47 頁を参照のこと。
- ⁷ 例えば、阪谷(1890)によれば凡そ 2000 万両、山崎(1912)によれば凡そ 1 万両、竹越(1920)によれば凡そ 100 万両、石井孝(1987)によれば「金貨流出量は一〇万両内外とするのが妥当」(121 頁)としている。
- ⁸ 詳しくは、石井(1987) 82-94 頁を参照のこと。
- ⁹ 詳しくは、東京大学史料編纂所(1986a) 26-27 頁を参照のこと。
- ¹⁰ 詳しくは、東京大学史料編纂所(1986b) 245-246 頁を参照のこと。
- ¹¹ 万延の改鋳が行われた翌年、西暦 1861 年にあたる。さらに文久三年は 1862 年、元治元年は 1864 年にあたる。
- ¹² 詳しくは、石井(1987) 189-192 頁を参照のこと。
- ¹³ 原文では、^o脱アルカとしている。
- ¹⁴ 原文では、性カとしている。
- ¹⁵ 詳しくは、石井(1987) 195-196 頁を参照のこと。
- ¹⁶ 大内・土屋(1979)『明治前期財政経済史料集成』第十三巻に所収されている。ページ数は大内・土屋(1979)のもの。尚、一般に『貨政考要』と呼ばれることが多いが、同書は上編、中編、下編から構成され、上編は『明治貨政考要』となっているが、中編、下編は『貨政考要』となっている。
- ¹⁷ この資料に関しては、坂田(1960)、小葉田(1978)、徳永(2010)などでも引用、および参考にされている。
- ¹⁸ 第二十輯における頁数。
- ¹⁹ この紙幣の製造に関しては、中山仲左衛門、伊地知貞馨、市来四郎が計画を立てた。実際の製造にあたっては、後に外務卿となる寺島宗則が洋書を頼りに独自に銅版印刷機械を作成したという。銅版は薩摩藩御用絵師であった柳田龍雪なる画家が文字や文様を描いたとされ、後に紙幣寮に勤務する。市来によれば「西洋風の紙幣製造の嚆矢」とのことである。
- ²⁰ 詳しくは、田崎(2020)を参照のこと。
- ²¹ 詳しくは、大聖寺藩史編纂会(1938)398-364 頁を参照のこと。
- ²² Thomas Blake Glover イギリス、ジャーディン・マセソン商会の長崎代理店としてグラバー商会を設立。詳しくは杉山(1993)等を参照のこと。
- ²³ 「明治元年閏四月十四日太政官布告
大政御一新ニ付宇内貨幣ノ定價御吟味ノ上古今通用金銀銅錢等別紙之通被 仰出候間支配末々迄不洩様可相觸者也」(明治財政史編纂會 1972 年, 212 頁)
- ²⁴ 「ぶんじきん」。「文」の刻印がある。
- ²⁵ 楷書体のこと。
- ²⁶ 草書体のこと。
- ²⁷ 早稲田大学図書館蔵 イ 14A1689

²⁸ 詳しくは、安国 (2012b)219 頁、注の 7) を参照のこと。

²⁹ オリエンタル・バンク 立脇和夫(1987)第 6 章造幣局の建設とオリエンタル・バンク (237-270 頁)等を参照のこと。

³⁰ 大内・土屋 (1978)にも記載があるが、多少文言が異なる。

³¹ 大内・土屋 (1978)においては「貨幣鑄造条約書ヲ議定ス」(3 頁)となっており、条約のタイトルは単に「条約書」(3 頁)となっている。

³² 明治財政史編纂會(1972)361-367 頁を参照のこと。

³³ 内閣記録局(1890a)では「東洋銀行條約書二年十月二十六日日本政府とオリエンタルバンク社中との約定の覚」(23 頁)となっていて、文言も多少異なっている。

³⁴ Thomas William Kinder イギリスの軍人、技術者。詳しくは大蔵省造幣局(1976)78-92 等を参照のこと。

³⁵ 1869(明治二)年 7(六)月、横浜運上所において、大隈重信参与、伊藤博文大蔵大丞、井上馨造幣頭等と東洋銀行支店長が会談し、新貨幣の種類、重量、品位などを打ち合わせた。詳しくは、内閣記録局(1890a)85-87 頁を参照のこと。

³⁶ John Robertson 東洋銀行横浜支店長。詳しくは立脇和夫(1986)等を参照のこと。

³⁷ 詳しくは、大内・土屋(1978)23-24 頁を参照のこと。

³⁸ これは伊藤博文が幣制改革に関して危機感を持ち、自らアメリカに行って財政、幣制の状況を視察したいとの建白書を 1870(明治三)年 11(十)月に政府に提出したことに始まる。伊藤の希望は即座に認められ、同年閏十月、アメリカに派遣されることとなった。同年十一月、伊藤らはアメリカ、サンフランシスコに渡り、ワシントン、ニューヨークに赴き、銀行、造幣局等を視察する。その調査に基づいて書かれた建白書である。詳しくは、春畝公追頌會(1935)516-544 頁を参照のこと。

³⁹ William W. Cargill 東洋銀行監査役。立脇(1986)43 頁、立脇(1987)357-364 頁等を参照のこと。

⁴⁰ 詳しくは、明治財政史編纂會(1972)348-354 頁を参照のこと。

⁴¹ 1866 年に締結された改税約書のこと。

⁴² Vicente Emilio Braga キンドルとともに元香港造幣局に勤務していた。詳しくは大蔵省造幣局(1976)92-96 等を参照のこと。

⁴³ この出と納という表現については、三島為嗣(1981)に解説がある(頁数、丁数の記載がないため、敢えて緒言を 1 頁として数えると、24-27 頁)。対して『銀行簿記精法』や『帳合之法』では借(方)、貸(方)との記載がある。借(方)、貸(方)という用語は原語を正確に訳したもので、その後、『帳合之法』を中核とする簿記学の普及に伴い、日本においては借方、貸方という表現が普及した。しかし、複式簿記の歴史的な成り立ちを理解すれば納得いくものの、初心者にとっては理解しづらい表現であることも事実である。翻って出と納という表現は、いわゆる意識というべきかもしれないが、こちらの訳語が第一国立銀行などより先に実践されていたということは注目すべきことである。

⁴⁴ ブラガは、政府が直接雇用している。詳しくは、西川(1971)81-86 頁を参照のこと。

⁴⁵ 詳しくは、西川(1971)38-71 頁を参照のこと。

参考文献

- アラン・シャンド原著(1979)『銀行簿記精法』復刻叢書簿記ことはじめ三 雄松堂書店
H・B・ブライヤント, H・D・ストラットン原著 福沢諭吉訳(1979)『帳合の法』復刻叢書簿記ことはじめ一 雄松堂書店
- 会津戊辰戦史編纂会(1933)『会津戊辰戦史』会津戊辰戦史編纂会
安国良一(2012a)「大坂貨幣司と住友」『住友史料館報』第43号
安国良一(2012b)「大坂貨幣司の研究」『松山大学論集』第24巻第4-2号
大聖寺藩史編纂会(1938)『大聖寺藩史』大聖寺藩史編纂会
藤野正三郎(1990)『国際通貨体制の動態と日本経済』勁草書房
藤田覚(2018)『勘定奉行の江戸時代』ちくま新書1309 筑摩書房
日高德太郎(1960)『佐土原藩史』島津慶祝会
久野秀男(1992)『会計制度史比較研究』学習院大学研究叢書25 学習院大学
石井孝(1987)『明治新財政経済史考』有隣堂
国会図書館蔵 「造幣寮銀地金関係諸勘定書」『井上馨文書』
明治財政史編纂會(1972)『明治財政史』第十一巻 吉川弘文館
三島為嗣(1981)『造幣簿記之法』復刻叢書簿記ことはじめ第二期 雄松堂書店
内閣官報局(1887a)『法令全書』第1巻 原書房
内閣官報局(1887b)『法令全書』第2巻 原書房
内閣記録局(1890a)『法規分類大全』第5巻 原書房
内閣記録局(1890b)『法規分類大全』第22巻 原書房
日本銀行調査局(1974)『図録日本の貨幣』5 東洋経済新報社
日本史籍協会(1926)『淀稲葉家文書』日本史籍協会
西川孝治郎(1971)『日本簿記史談』同文館出版
大蔵省造幣局(1976)『造幣百年史』大蔵省造幣局
大阪市(1966)「皇國造幣寮濫觴之記」『明治大正大阪市史』第七巻 清文堂出版
大内兵衛・土屋喬雄(1978)『明治前期財政経済史料集成』第三巻 原書房
大内兵衛・土屋喬雄(1979)『明治前期財政経済史料集成』第十三巻 原書房
小葉田淳(1978)『日本経済史の研究』思文閣出版
坂田吉雄(1960)『明治維新史』未来社
沢田章(1966)『明治財政の基礎的研究』柏書房
史談会(1971)『史談会速記録』第二〇輯 合本四, 原書房(復刻原本は1894年)
春畝公追頌會(1935)『伊藤博文傳』上巻 統正社
杉山真一(1993)『明治維新とイギリス商人 トマス・グラバーの生涯』岩波新書新赤版
290 岩波書店
高橋秀悦(2018)『幕末の金貨流出と横浜銀相場』日本評論社

田崎公司(2020)『大阪商業大学論集』「会津地方における悪貨及び贋金問題」大阪商業大学商経学会 vol. 15, no. 3

立脇和夫(1986)「幕末明治期におけるわが国通貨主権と外国資本 上」『経済学部研究年報』2 長崎大学経済学部

立脇和夫(1987)『在日外国銀行史』日本経済評論社

徳永和喜(2010)『偽金づくりと明治維新』新人物往来社

東京大学史料編纂所(1986a)『幕末外国関係文書之三十一』東京大学出版会

東京大学史料編纂所(1986b)『幕末外国関係文書之三十四』東京大学出版会

早稲田大学図書館蔵(1869)『式分判壱部銀吹立御勘定帳』 イ 14A1689 貨幣司